

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ報告書

「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化の
ための意匠審査基準の改訂について」（案）

令和2年1月

目 次

検討の背景と経緯.....	2
I 建築物の保護対象化.....	6
II 内装の意匠の保護対象化.....	21
III 画像意匠の保護対象化.....	41
IV 関連意匠制度の拡充.....	53
V 創作非容易性水準の明確化.....	70
VI 物品区分の扱いの見直し.....	77
VII 組物の意匠の保護対象等の拡充.....	80
VIII 救済規定の整備.....	90
IX その他.....	94
X 改訂意匠審査基準案の取り扱い.....	100

産業構造審議会知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準 ワーキンググループにおける検討の背景と経緯

1. 検討の背景

1.1 令和元年の意匠法改正

デザインは、イノベーション創出やブランド構築の重要な手段である。近年、一貫したデザイン戦略に基づいて製品やサービスの付加価値を向上させることが企業戦略上重要となっており、こうした動きを支援するため、IoT時代の新技術や企業の長期的なブランド戦略に十分に対応できる意匠制度の再構築を行うべく、令和元年5月に意匠法の抜本的な改正が行われた¹。同法律においては、以下の各点が改正されている。

- (i) 意匠の定義の改正（意匠法第2条）
- (ii) 創作非容易性水準の明確化（意匠法第3条第2項）
- (iii) 物品区分表の廃止、複数意匠一括出願（意匠法第7条）
- (iv) 内装意匠の保護（意匠法新第8条の2）
- (v) 関連意匠制度の拡充（意匠法第10条）
- (vi) 救済規定の整備（意匠法第15条、第68条等）
- (vii) 意匠権の存続期間の変更（意匠法第21条）
- (viii) 間接侵害の対象拡大（意匠法第38条）

これを受け、上記の改正項目のうち、審査運用の検討・整備を行う必要がある以下の各項目について、本ワーキンググループにおいて対応の方向性を検討した。

(i) 建築物の保護対象化

【主な検討事項】 ①建築物の定義、②建築物の意匠の開示方法、③一の意匠として出願可能な建築物の範囲、④新規性及び創作非容易性の判断手法、⑤不登録事由に該当する建築物

(ii) 内装意匠の保護対象化

【主な検討事項】 ①内装意匠として意匠登録を受けるための要件、②内装意匠に含めることができるものの、③全体として統一的な美感を起こさせるものであることとの要件の判断基準、④内装意匠の開示方法、⑤新規性及び創作非容易性の判断手法

(iii) 画像の保護対象の拡充

¹ 平成31年3月1日に「特許法等の一部を改正する法律案」として閣議決定され、令和元年5月10日に可決・成立し、5月17日に法律第3号として公布された。

【主な検討事項】 ①意匠法上の意匠に該当するための要件、②画像中にコンテンツが含まれる場合の取扱い、③画像意匠の開示方法、④画像意匠の類否判断、⑤不登録事由に該当する画像

(iv) 関連意匠制度の拡充

【主な検討事項】 ①関連意匠として意匠登録を受けるための要件、②自己の公知意匠の範囲と判断基準

(v) 創作非容易性水準の明確化

【主な検討事項】 ①創作非容易性の判断基礎とする資料の範囲、また、この機会にあわせて②判断の基礎となる考え方を明記、③近時の裁判例の動向に則した判断事例を追加

(vi) 物品区分の扱いの見直し

【主な検討事項】 ①ユーザーの出願時の指針となる意匠に係る物品等の記載例の在り方、②意匠に係る物品の区分を理由に拒絶しないことに伴う、意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性の新たな判断基準

(vii) 組物の意匠の保護対象の拡充

【主な検討事項】 ①新たな保護対象に対応する意匠法施行規則別表第2の見直し、②ユーザーニーズに対応した同表の見直し、③部分意匠の容認化に則した組物の意匠の開示要件、④組物全体としての統一があることとの登録要件の判断基準

(viii) 救済規定の整備

【主な検討事項】 ①「パリ条約による優先権」の章に救済規定の内容を明記

1.2 意匠審査基準の構成及び記載内容の明確化・簡潔化の必要性

現在の意匠審査基準は平成14年に整備され、その後の法令改正等に則してその都度修正が加えられている。こうした累次の部分的修正により、全体の構成が複雑なものとなっている。また、記載の内容について、ユーザーから、より分かりやすく、簡潔な記載を求める声もあり、今後改正意匠法により保護対象が拡充し、新たに意匠制度を活用しようとするユーザーが参照することを考慮すると、意匠制度に不慣れなユーザーにも参照しやすい明解な記載であることが望まれる。

加えて、近時は一つの製品について、特許権や実用新案権、意匠権等を組み合させて保護する傾向にあるが、出願の際、ユーザーがともに参照する特許・実用新案審査基準と、意匠審査基準では、その構成が異なっている。

そこで、今回の法改正に則した改訂事項が多岐にわたり、意匠審査基準における多くの章において記載内容の変更を行うことから、この機会に、上記各問題を解消し、ユーザーにとっても、審査官にとっても参照しやすいものとするために、意匠審査基準の構成と記載の内容について、明確化及び簡潔化の観点から見直しを行った。

意匠審査基準ワーキンググループにおける検討の経緯

(1) 第15回意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年7月24日

【検討事項】

- ・全検討事項の概要
 - ・意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂について
 - ・意匠審査基準改訂の方針について
 - ・「創作非容易性」に係る意匠審査基準について
 - ・物品区分表の廃止に伴う運用変更について

(2) 第16回意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年9月4日

【検討事項】

- ・前回検討を行った意匠審査基準改訂案について
- ・「関連意匠」に係る意匠審査基準について

(3) 第17回意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年10月23日

【検討事項】

- ・前回検討を行った意匠審査基準改訂案について
 - ・「建築物の意匠」に係る意匠審査基準について
 - ・「内装の意匠」に係る意匠審査基準について
 - ・「画像の意匠」に係る意匠審査基準について
 - ・「組物の意匠」等に係る意匠審査基準について

(4) 第18回意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年11月20日

【検討事項】

- ・前回検討を行った意匠審査基準改訂案について
- ・令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のためのその他の検討項目について
- ・複数意匠一括出願について
- ・意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

(5) 第19回意匠審査基準ワーキンググループ 令和2年1月22日

【検討事項】

- ・改訂意匠審査基準案に対する意見募集の結果と対応の方向性について
- ・意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

産業構造審議会知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準
ワーキンググループ 委員名簿

青木 大也 大阪大学大学院法学研究科准教授

柏瀬 孝子 株式会社大林組 技術本部 本部長室 副部長
兼 建築知的財産課 課長

神田 栄美子 一般社団法人日本知的財産協会(JIPA)意匠委員会委員長
ヤマハ株式会社 知的財産部 IP イノベーショングループ
主事

座長 黒田 薫 阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士

小山 雅夫 公益財団法人東京都中小企業振興公社東京都知的財産
総合センター 海外知財アドバイザー

林 美和 TMI 総合法律事務所弁理士

堀越 敏晴 有限会社シーダブリュエス代表取締役

(敬称略、五十音順)

I 建築物の保護対象化

1. 意匠法改正の内容

1.1 改正概要

令和元年5月の意匠法改正により、第2条第1項が改正され、従来からの「物品」に加え「建築物」についても意匠法の保護対象となった。また、「物品」と同様、「建築物」についても、その部分に独創的な趣向を凝らすことが多いため、建築物の部分についても意匠登録を受けることができることとした。

加えて、第2条第2項（実施）、第5条（意匠登録を受けることができない意匠）、第6条（意匠登録出願）、第8条（組物の意匠）の規定にも「建築物」が追加された。

参考 意匠法第2条、第5条、第6条、第8条 新旧条文対照表

改正後	改正前
(定義等) 第二条 この法律で「意匠」とは、 <u>物品（物品の部分を含む。以下同じ。）</u> の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、 <u>建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）</u> の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 (2項以下略)	(定義等) 第二条 この法律で「意匠」とは、物品（ <u>物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。</u> ）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。 (3項以下略)
(意匠登録を受けることができない意匠) 第五条 次に掲げる意匠については、第三条〔意匠登録の要件〕の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠 二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と	(意匠登録を受けることができない意匠) 第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠 二 他人の業務に係る <u>物品</u> と混同を生ずるおそ

<p>混同を生ずるおそれがある意匠</p> <p>三 物品の機能を確保するために不可欠な形状 若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠</p>	<p>れがある意匠</p> <p>三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠</p>
<p>(意匠登録出願)</p> <p>第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所</p> <p>三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途</p> <p>(2項以下略)</p>	<p>(意匠登録出願)</p> <p>第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所</p> <p>三 意匠に係る物品</p> <p>(2項以下略)</p>
<p>(組物の意匠)</p> <p>第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。</p>	<p>(組物の意匠)</p> <p>第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。</p>

1.2 改正の背景

現行意匠法上、意匠権の対象となる「意匠」とは、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（第2条第1項）と規定されている。

「物品」は、有体物である動産を意味し、不動産である「建築物」については、意匠法による保護を受けることができなかつた。

そのため、我が国においては、極めてデザイン力の高い建築物が多数創作されてきているにもかかわらず、その保護が十分ではないとの指摘があつた。

また、昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、建築物のデザインの巧拙は、企業収益の獲得にとっても不可欠な要素となっている。

加えて、住宅の販売においても、消費者の住居に対する美的意識の向上等に伴い、その形状、色彩等のデザインを訴求する形で販売活動を行う不動産販売会社も多くなってきている。

こうした建築物のデザインについては、多額の投資を行ったうえで設計されており、これらが容易に模倣されるようであれば、デザイン投資の収縮を招くこととなる。

上記の状況に鑑み、令和元年の意匠法改正において、従来の「物品」に加えて、「建築物」が新たに意匠法の保護対象となった。

1.3 改正法の施行時期

令和2年4月1日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

上記の意匠法改正の内容に則した意匠審査基準改訂の方向性について、本意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った結果は以下のとおり。

2.1 意匠法上の「建築物」

上記意匠法改正により意匠の定義に「建築物」が追加されたことを受け、意匠法の目的が「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」ことに照らしつつ、どのようなものが意匠登録の対象となるかを、意匠審査基準上に明記する。

具体的には、意匠法上の建築物に該当するための要件について、以下の2つの要件、及び当該要件上の各用語の解説を明記することとする。

改訂意匠審査基準案 「建築物の意匠」と判断するもの

意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の（1）及び（2）の全ての要件を満たすものでなければならない。

（1）土地の定着物であること

土地：平面、斜面等の地形を問わず、海底、湖底等の水底を含む。

定着物：継続的に土地に固定して使用されるものをいう。

（2）人工構造物であること。土木構造物を含む。

構造物：意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意より

も広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。通常の使用状態において、内部の形状等が視認されるものについては、内部の形状等も含む（注）。

（注）建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

※こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。

2.2 一意匠一出願の要件に係る考え方

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないとされている。令和元年意匠法改正により、複数意匠一括出願が可能となったが、これにより複数の意匠を一つの手続きにより出願する場合も、意匠ごとに出願すること、との要件は法改正後も変わりなく維持される。

そこで、「建築物の意匠」の保護にあたり、一つの意匠として出願することができる建築物の範囲を意匠審査基準上に明記する。

その際、建築物は複数の棟を一体的にデザインすることが多く、こうした創作実態に則した柔軟な出願方法を希望するとのユーザーからの意見が多数あることを踏まえ、図面等に二以上の建築物を表したものであるか否かの判断は、現行意匠審査基準における一意匠の考え方を基礎としつつ、柔軟に判断することができるものとする。

さらに、建築物の意匠の図面等において、主体となる建築物の他に物品等が表されている場合、一の建築物と判断するか否かの判断指針についても、意匠審査基準上に明記する。

当該判断指針については、この間実施したユーザーアンケートの結果（参考「「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」 中間報告一部抜粋」）、過半数を超えるユーザーから、建築物に付属するものも一体的にデザインしており、一の建築物に含めて取り扱うべきとの回答があることを考慮したものとする。

具体的には、建築物の構造体の仕上げ材、屋内の固定された什器、及び屋外の固定された付随物（例えば、ウッドデッキ、門柱、敷設ブロック等）のように、社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲の物品については、建築物の一部を構成するものとして取り扱う旨を明記する。加えて、植物や石等の自然物であっても、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、かつ、建築物に付随する範囲のものについては、建築物の一部を構成するものとして取り扱う旨も明記する。

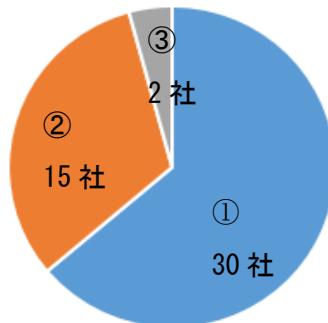
さらに、図面等に意匠法上の画像が表されている場合や、照明器具の光やプロジェクター等による模様や色彩が表されている場合については、建築物及びそれに付

随する範囲内の土地に固定された照明器具や画像表示器等によって建築物の壁面等に表される画像又は模様若しくは色彩は、建築物の意匠を構成するものとして扱う旨を明記する。

(参考)「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」中間報告一部抜粋

質問（建築物の創作の単位）

改正意匠法において、建築物本体のほかに、一の建築物の創作として含むべき付随物はありますか？



(建設業 47 社のアンケート回答結果)

- ① 「建築物」の創作には、建物本体に加えて、付随する物（ペデストリアンデッキや屋上庭園、ビル敷地内の公共空間のデザイン、敷地内のカーポートや門扉等）が含まれる。※植栽等自然物を除く
- ② 「建築物」の創作は建物本体のみであって、付隨物は含まれない
- ③ 無回答

2.3 建築物の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

建築物の意匠の願書の記載要件については、改正意匠法第6条の規定に則したものをお意匠審査基準上に明記する。

具体的には、以下のように記載する。

改訂意匠審査基準案 「意匠に係る物品」の欄の記載方法

建築物の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途を明確に記載する。

なお、様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

また、建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合、「意匠に係る物品」の欄には、意匠登録を受けようとする部分の用途ではなく、建築物の用途を記載し、願書のその他の記載や図面等の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が明らかではない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。例えば、住

宅の浴室の部分について意匠登録を受けようとする部分とする場合、「意匠に係る物品」の欄には、「浴室」ではなく、「住宅」と記載する。

<単一の棟（構成物）について出願する場合の記載例>

例：住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋梁、ガスタンク など

<複数の棟（構成物）について出願する場合の記載例>

例：学校、商業用建築物 など

<複合的な用途を持つ建築物の場合の記載例>

例：【意匠に係る物品】複合建築物

【意匠に係る物品の説明】この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

図面等の記載要件については、令和元年5月以降の出願に適用されている図面等の記載要件の簡素化後の、改正意匠法施行規則及び改訂意匠審査基準の各規定の内容を基礎としつつ、建築物の性質に則したものと、意匠審査基準上に明記する。

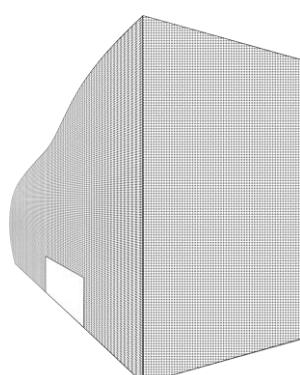
特に、建築物の内部の一室等のように、「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合については、意匠登録を受けようとする部分の形状等及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形状等における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要とし、出願人が必要があると考える場合は、建築物全体を開示することもできる旨を意匠審査基準上に明記する。

また、建築物の意匠をパースがついた図1図のみで表した場合には、意匠が具体的でないと判断する場合がある旨も明記する。

意匠が具体的ではない図面の記載例

事例：販売店

【斜視図】



※ 本事例は、屋根が緩やかに傾斜した意匠を、パースがついた1図のみで表したものである。意匠全体の正確な形状や正確な比率を把握することはできず、意匠が具体的でない。

2.4 建築物の意匠の工業上利用することができる意匠であることの要件

審査官は、建築物の意匠として出願されたものが、以下の①ないし③のいずれかの要件を満たしていない場合は、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないと判断することとする。これらの具体的な判断指針を意匠審査基準上に明記する。

- ①意匠を構成するものであること
- ②意匠が具体的なものであること
- ③工業上利用することができるものであること

2.5 建築物の意匠における新規性の要件

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された建築物の意匠が公知の意匠のいずれかの意匠と同一であるか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

建築物の意匠の新規性要件の判断指針として、新規性要件に関する一般的な判断基準に加えて、建築物の意匠について類否判断を行う場合に審査官が特に留意すべき以下の各点、及び類否判断事例を意匠審査基準上に記載する。

2.5.1 類否判断の判断主体

建築物の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である（第III部第2章第1節2.2.1「判断主体」参照）。

例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられる。また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮すると考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる。

審査官は、出願された各建築物の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

2.5.2 建築物の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠の類否判断を行う際は、まず対比する両建築物の「意匠に係る物品」の欄に記載された建築物の用途を踏まえた上で、両意匠の用途及び機能を認定し、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否

かを検討する。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」は、いずれも人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で用途及び機能に共通性があることから、それらの意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、例えば土木構造物においては、橋梁のように河川等の上に道路や鉄道等を通したり、電波塔のように放送や通信のための電波を送信するなど、人がその内部に入り、一定時間を過ごすこととは異なる様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断する場合や、土木構造物同士であっても、用途及び機能が類似しないと判断する場合がある。建築物の意匠と物品の意匠についても、上記と同様に用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。

例えば、建築物の意匠「住宅」と、物品の意匠「組立家屋」については、人が居住する建物として、その用途及び機能に共通性がある。よって、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

また、例えば建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」のように、その用途及び機能に共通性があれば、建築物の意匠と内装の意匠との間でも、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する場合がある。

2.5.3 類否判断における建築物の意匠の観察方法

建築物の意匠は、人の身体の大きさを大きく超えるものが多いことから、類否判断のための意匠の観察にあたっては、人が地面に立った視点での肉眼による観察を基本としつつ、建築物の特性に応じて、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

また、例えば、店舗用建築物は路面側の面にのみ装飾を施すなど、一部の面に特徴を持たせた創作が行われることがあることから、そのような建築物については、当該面に比重を置いて観察するが、電波塔などのタワー状の建築物は四方均等に創作が行われることが多いことから、そのような建築物については、各面を同じ比重で観察する。

2.5.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

2.5.5 建築物の意匠の類否判断事例

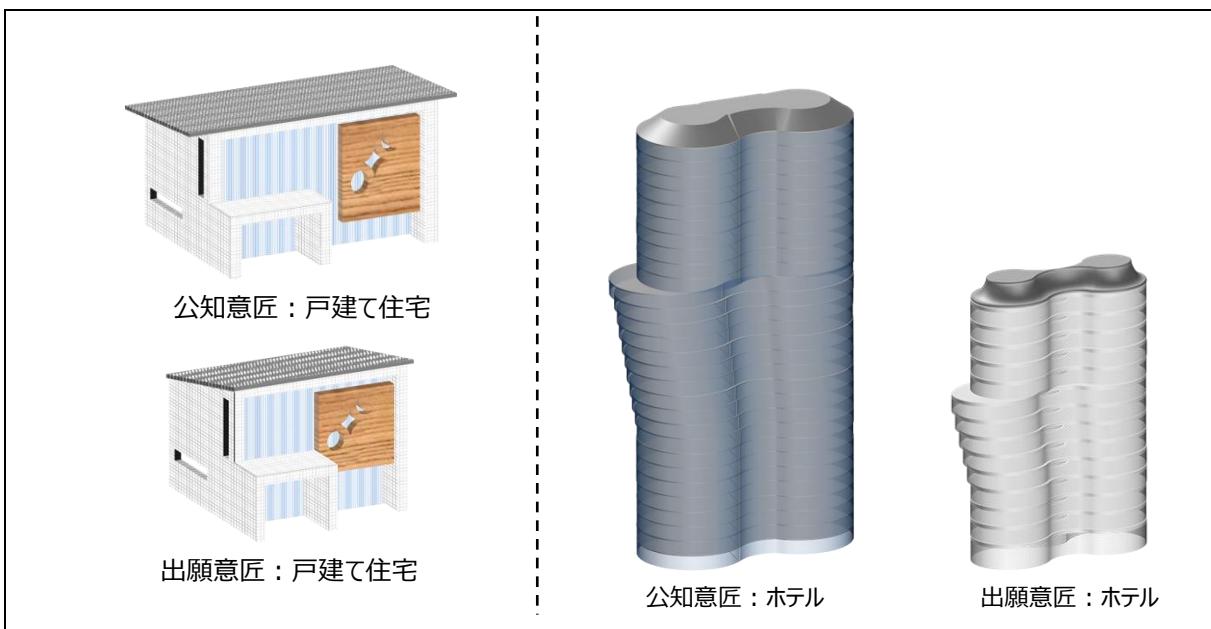
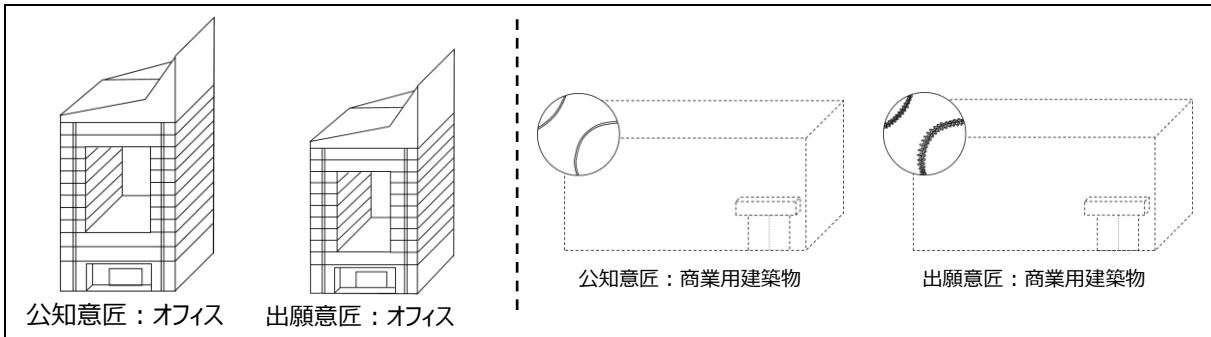
①用途及び機能が類似する例

- ・住宅、病院、レストラン、オフィス
- ・鉄道橋と道路橋

②用途及び機能が類似しない例

- ・ガスタンクとホテル
- ・橋梁と灯台

③形状等が類似し、用途及び機能が同一の例



2.6 建築物の意匠における創作非容易性の要件

建築物の意匠の創作非容易性の判断手法については、当意匠審査基準ワーキンググループで検討した「創作非容易性に係る審査基準（案）」の内容を基礎としつつ、建築物の性質に照らした内容のものを、意匠審査基準上に明記する。

「ありふれた手法」及び「軽微な改変」の例に加えて、創作非容易性の判断事例について、建築物の意匠である場合の例を明記する。

2.6.1 建築物の意匠の創作におけるありふれた手法及び軽微な改変の例

1. ありふれた手法の例

- (a) 置き換え：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- (b) 寄せ集め：複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- (c) 一部の構成の単なる削除：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

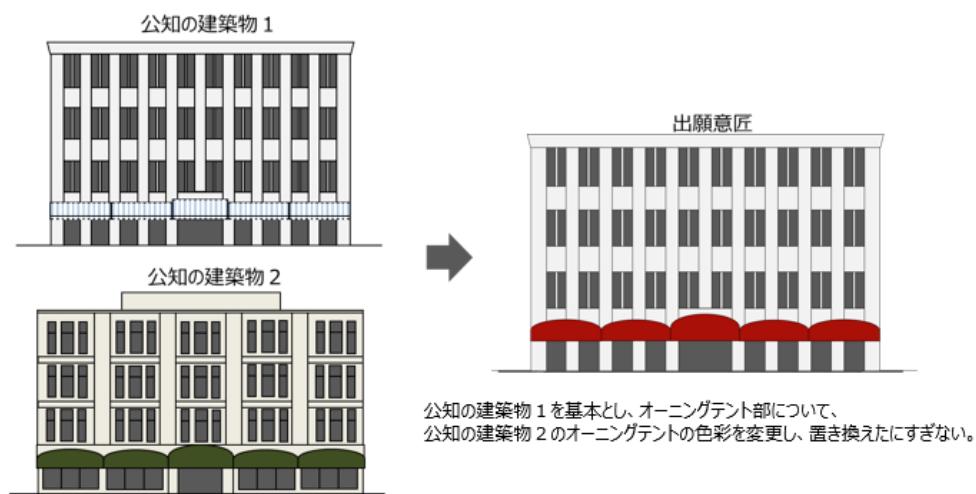
- (d) 配置の変更：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- (e) 構成比率の変更：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- (f) 連続する単位の数の増減：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の建築物に利用・転用することをいう。

2. 軽微な改変の例

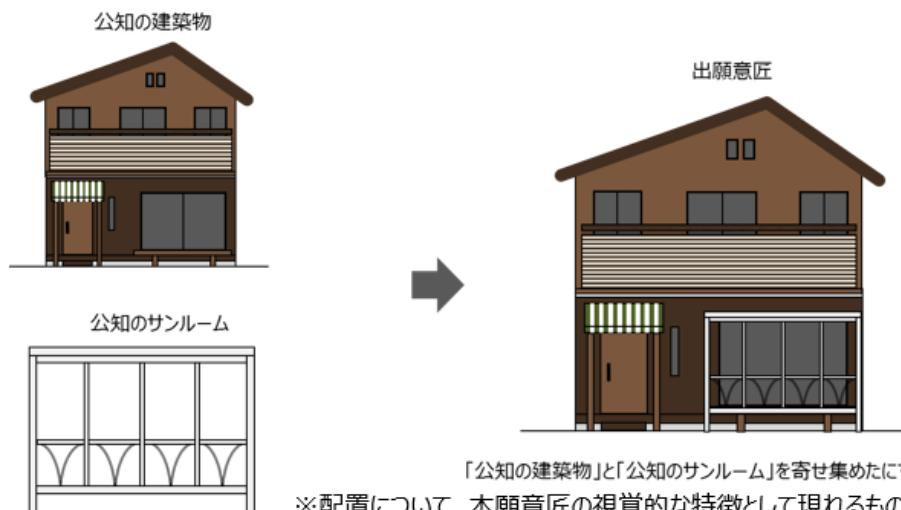
- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、景観条例等に基づく単純な彩色
- (d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更
- (e) 屋根の傾斜角の単純な変更

2. 6. 2 創作が容易と判断される建築物の意匠の例

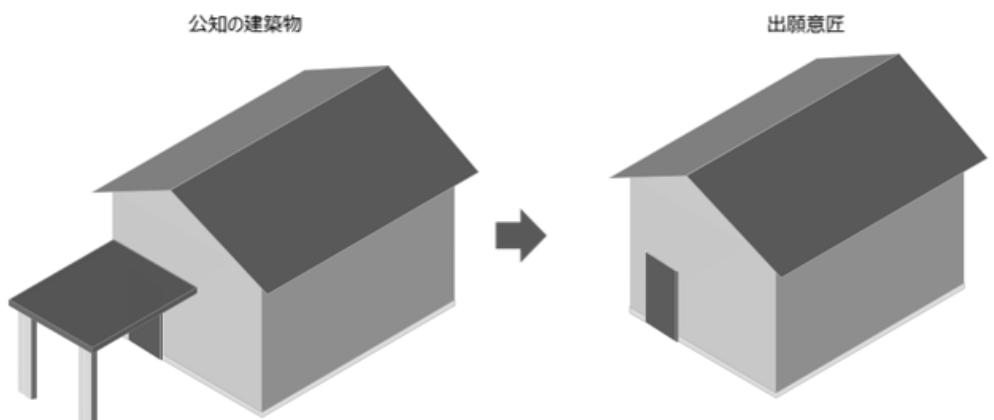
(a) 置き換え



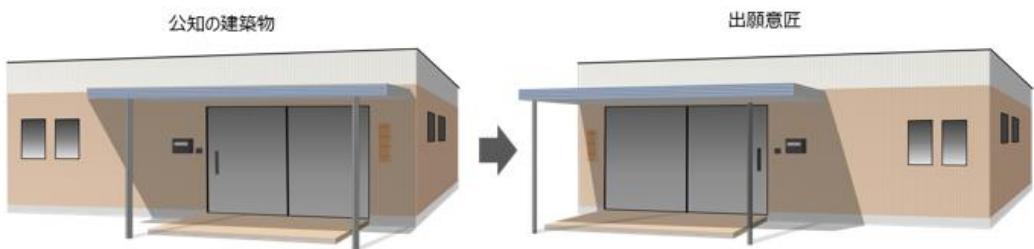
(b) 寄せ集め



(c) 一部の構成の単なる削除



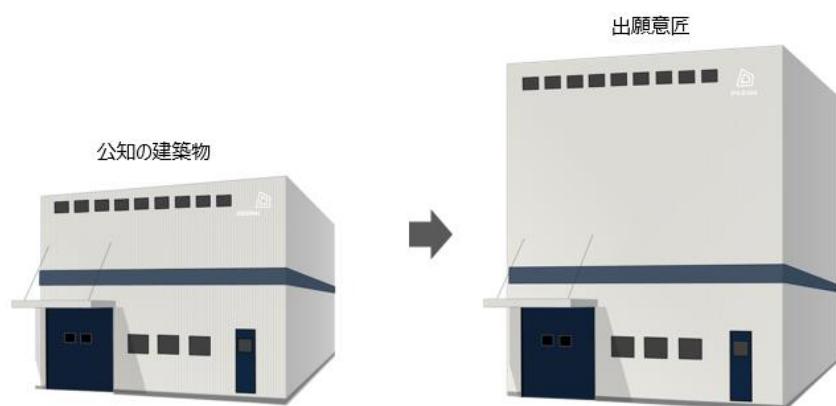
(d) 配置の変更



公知の建築物の入口等を左右対称に配置したにすぎない

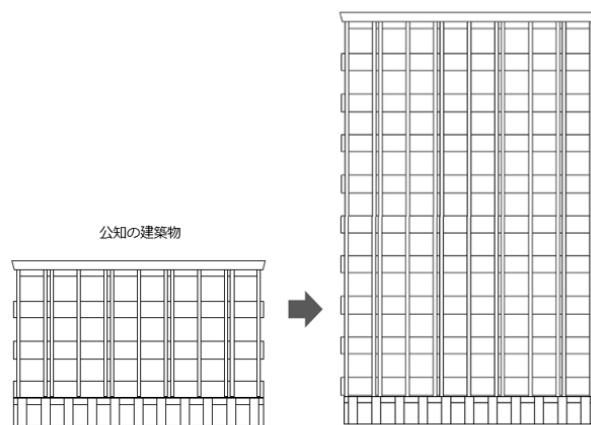
※配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、
独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創
性が認められる場合には、それを考慮する。

(e) 構成比率の変更



公知の建築物の構成比率を変更したにすぎない

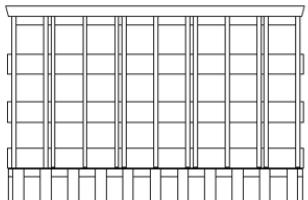
(f) 連続する単位の数の増減 例 1



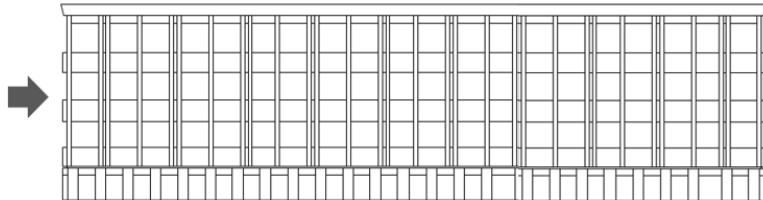
公知の建築物の階数を増やしたにすぎない

(f) 連続する単位の数の増減 例 2

公知の建築物



出願の意匠



公知の建築物の幅を増やしたにすぎない

(g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

出願意匠

公知のソフトクリーム



公然知られたソフト
クリームの形状をほ
とんどそのまま販売
店用建築物の形
状としたもの



※ 食品の形状を
建築物の形状に模
することが、商慣行
上行われていると仮
定している。

2. 6. 3 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方

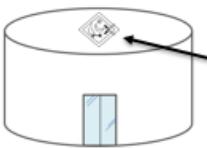
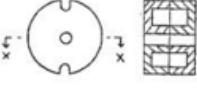
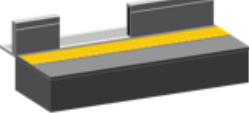
建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。

2. 7 不登録事由

意匠法第5条は、新規性等の登録要件を満たしていても、公序良俗等の観点から、意匠登録を受けることができない意匠（不登録事由）について規定している。

令和元年の意匠法改正により、意匠法第2条に意匠法の保護対象として建築物が加えられたことに伴い、意匠法第5条においても、意匠登録を受けることができない建築物が新たに明記された。そこで、当該改正に則して、意匠審査基準上に、意匠登録を受けることができない建築物を明記することとする。

意匠登録を受けることができない建築物の例

	物品（参考）	建築物
5条1号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠	 <p>当該部等に外国の紋章模様を付した場合</p>  <p>特定の人物の肖像等を表したTシャツ</p>	 <p>当該部等に外国の紋章模様を表した建築物</p>
5条2号 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	 <p>他人の著名な商標を表したマグカップ</p>	 <p>他人の著名な登録商標と同形状の建築物</p>  <p>他人の出所を表示する著名な建築物</p>  <p>他人の著名な商標等が表された建築物</p>
5条3号 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	<p>①物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状からなる意匠（必然的意匠）</p>  <p>パラボラアンテナ</p> <p>②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形狀からなる意匠（準必然的意匠）</p>  <p>磁心 (JIS C2516 4.4)</p>	<p>①建築物の用途にとって不可欠な形狀のみからなる意匠（必然的意匠）</p>  <p>「ガスタンク」 球体部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合</p> <p>②標準化された規格により定まる形狀からなる意匠（準必然的意匠）</p>  <p>「プラットホーム」 点字ブロックのみを意匠登録を受けようとする部分とした場合</p>

II 内装の意匠の保護対象化

1.1 改正概要

令和元年の意匠法改正により、意匠法第8条の2が新設され、内装全体として統一的な美感を起こさせる店舗、事務所その他の施設の内装は、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるうこととなった。

参考1 意匠法第8条の2 条文

(内装の意匠)

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

1.2 改正の背景

現行意匠法において、意匠は、「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第2条第1項）と定義され、原則として物品の形状等を保護対象としており、また、同時に使用される複数の物品について組物全体として統一があるときは、「組物の意匠」として一出願で意匠登録を受けることができる（同法第8条）が、家具や什器の組合せや配置、建築物の一部（壁、天井、床等）の装飾等により構成される内装については、この一意匠一出願の要件を満たさず、複数の物品から構成される組物にも該当しないため、意匠権による保護の対象外とされている。

そのため、我が国において、極めてデザイン力の高い内装の意匠が多数創作されてきているにもかかわらず、その保護が十分ではないとの指摘があった。

また、昨今、モノのデザインのみならず、コト（経験）のデザインを重視する観点から、内装デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになっている。

こうした状況を踏まえ、現行意匠法の保護対象である「物品」（動産）に加え、内装についても、組物の意匠と同様、一意匠一出願の原則の例外として、家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるような場合に限り、一意匠として意匠登録を認めることとした、その保護の拡充を図ることとした。内装意匠の保護対象とする施設については、上記のニーズも踏まえ、店舗等に限定することなく、オフィスの内装等も含め幅広く保護対象とすることとした。

1.3 改正法の施行時期

令和2年4月1日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

上記の意匠法改正の内容に則した意匠審査基準改訂の方向性について、本意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った結果は以下のとおり。

2.1 「内装の意匠」として認められるための要件について

内装の意匠に該当するための要件として、以下の3つの要件を意匠審査基準上に明記する。

- (1) 店舗、事務所その他の施設の内部であること
 - ① 店舗、事務所その他の施設に該当すること
 - ② 内部に該当すること
- (2) 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 - ① 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 - ② 複数の物品等から構成されるものであること
- (3) 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

上記の各要件の具体的判断指針は、以下のとおりとする。

2.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること

①店舗、事務所その他の施設に該当すること

改正意匠法第8条の2には、「内装の意匠の対象として、「店舗」や「事務所」に加え、「その他の施設」が規定されている。この「その他の施設」には、意匠法の法目的（意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する）に照らし、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅²など、人がその内部に入り一定時間を過ごすためのあらゆる施設が含まれる。

また、「施設」との語は、その対象が不動産に限られないことから、「施設」には、不動産に加え動産も含む。

②内部に該当すること

改正意匠法第8条の2が、「施設の内部の設備及び装飾を構成する」と規定していることに照らし、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、出願に係る意匠

² 意匠権者は登録意匠これに類似する意匠の実施をする権利を占有するが、業として実施する場合に限られる（意匠法第23条 意匠権の効力）。

が、施設の内部を主としたものであることが必要となる。

他方、施設内外のつながりを考慮した内装の創作があることをふまえ、必ずしも内部空間全体が完全に閉じている必要はなく、開口部及び施設の内部に連続し、これらに付随する外部が含まれていてもよい。

なお、意匠法上の意匠は「視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」ことから（2条）当該施設の利用者が、通常の使用状態において視認することのない範囲は除く。

2.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

①意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

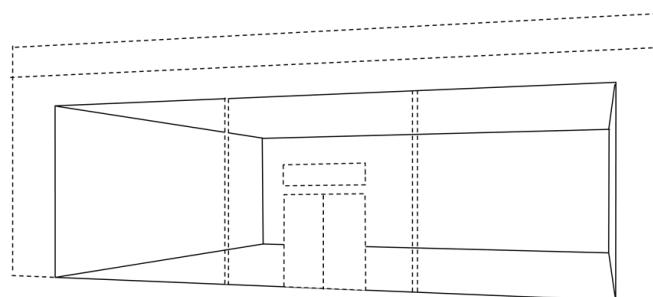
「内装の意匠」を構成することができるものは、意匠法上の物品、建築物又は画像のいずれかであり、意匠法上の意匠でないものは内装の意匠を構成するものと認められない。

ただし、審査官は、出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合であっても、それらが当該内装の意匠に含まれる、建築物の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得るものとして取り扱う。

②複数の物品等から構成されること

内装の意匠は、一物品等一出願の例外であり、複数の物品等から構成される内装について、一意匠として意匠登録を受けることができるものである。よって、複数の意匠が含まれないものは、内装意匠として意匠登録を受けることができない。

具体的には、図面上、床、壁、天井を含め、視覚的に複数の物品等として認識できるように開示されていればよく、また、内装の一部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠登録を受けようとする部分のみならず、意匠登録を受けようとする部分以外の部分も含めて本要件を判断する。



(参考) 一の建築物であることから内装の意匠とは認められないものの例

※「建築物の内部」の部分について意匠登録を受けようとする意匠として意匠登録を受けられる可能性がある。

2.1.3 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

改正意匠法第8条の2は、「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件として「内装全体として統一的な美感を起こさせるとき」と規定している。本要件は、内装意匠が複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの配置も含めた美感を保護対象とするために設けられた規定であることに照らし、本要件を満たすためには、出願された内装の意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであることが必要となる。

他方、複数の物品を含めて一つの意匠として出願することを許容しつつも、それらの配置については意匠の構成要素としない組物の意匠（意匠法第8条）の場合と異なり、内装の意匠の場合は、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせると判断できる場合は、各々の構成物品等の全てに統一的な形状等が表されている必要はない。

<内装意匠として統一的な美感を起こさせるものの例>

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物等に共通の形状等の処理がされているもの
- ② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物等に観念上の共通性があるもの
- ④ 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こせるもの

<内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例>

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないのは、以下に限られるものでない。

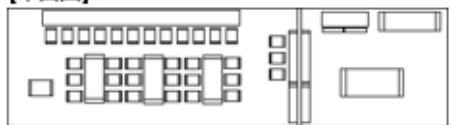
- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表わされていないもの

<内装意匠として統一的な美感を起こさせるものの事例>

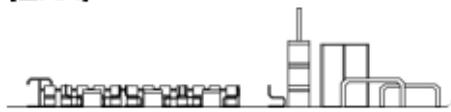
※ 以下の事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

① 構成物等に共通の形状等の処理がされているものの例

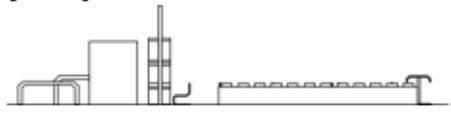
【平面図】



【正面図】



【背面図】



【左側面図】



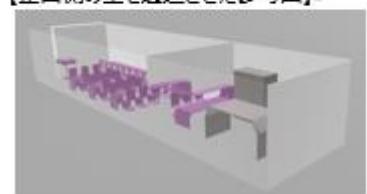
【右側面図】



【実施状態を示す参考図】



【正面側の壁を透過させた参考図】



「喫茶店の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及び他の図は省略した。

② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているものの例

【平面図】



「図書館用図書室の内装」

特徴記載書

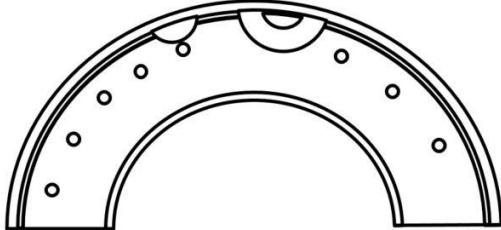
【意匠の特徴】

本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

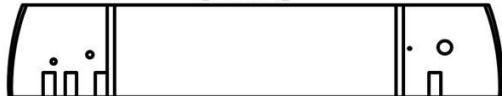
※説明の都合上、願書の記載事項及び他の図は省略した。

③構成物等に観念上の共通性があるものの例

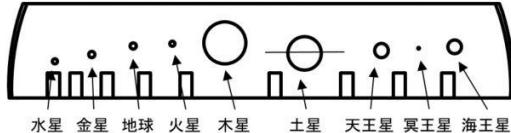
【平面図】



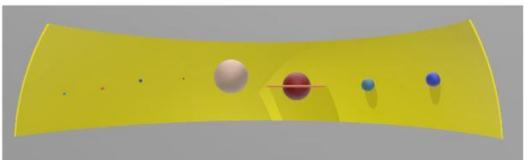
【正面図】



各部の名称を示した参考正面図



【実施例を示す参考正面図】



「博物館用渡り廊下の内装」

特徴記載書

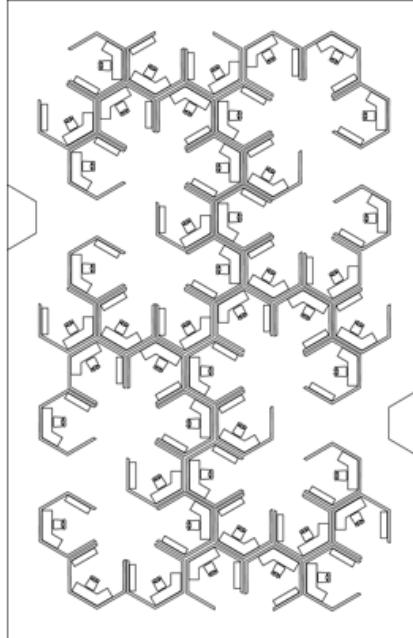
【意匠の特徴】

本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及び他の図は省略した。

④構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したものの例

【平面図】



「オフィスの内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にごもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及び他の図は省略した。

⑤内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例



事例：「珈琲所コメダ珈琲店」

株式会社コメダ

漆喰をモチーフとした壁、天井の木材、レンガ、安定感のあるちょっと大きめで暖かみのある椅子、高さと幅にこだわりしっかりと固定された分厚いテーブル、プライバシーを守るさりげないパーテーション、これらを組み合わせることで統一感を表現

⑥内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例



事例：「武雄市図書館」

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
木目と黒皮スチールを基調とした空間で、
①吹抜け空間の一部に巨大な書架を設け、圧倒的で壮大な演出がされており。
②スタンド照明付きの平台、木製ルーバー天井を備えたマガジンストリートを配しており。
③本棚で囲まれたお家にいる様な居心地感のある本の小部屋が併設されており。
④図書空間とカフェ空間がシームレスにつながり自由に読書をしながらコーヒーが飲める空間を構築し。
全体として「知との出会いを創出し」「居心地のよい」空間を構成して統一感を表現

2.2 「内装の意匠」の意匠ごとの出願

2.2.1 二以上の内装の意匠を表したものであるか否かの判断

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないとされている。令和元年意匠法改正により、複数意匠一括出願が可能となったが、これにより複数の意匠を一つの手続きにより出願する場合も、意匠ごとに出願すること、との要件は法改正後

も変わりなく維持される。

よって、一の内装の意匠の出願に含められるのは、一の施設における内装空間に限られる。

そこで、内装の意匠として出願された意匠について、内装の意匠ごとの出願であるか否かを判断する指針について、審査基準上に明記する。

具体的には、以下①及び②の場合の各判断指針を記載する。

①意匠に係る物品の欄に二以上の施設が記載されている場合

審査官は、二以上の内装の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

②図面に複数の空間が表されている場合

審査官は、内装の意匠ごとの出願か否かを判断するにあたり、原則として、一の空間であるかどうかとの観点から検討する。

一の意匠として一の出願に含めることができるのは、原則として、内装の意匠が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。よって、審査官は、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。ただし、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間として取り扱う。

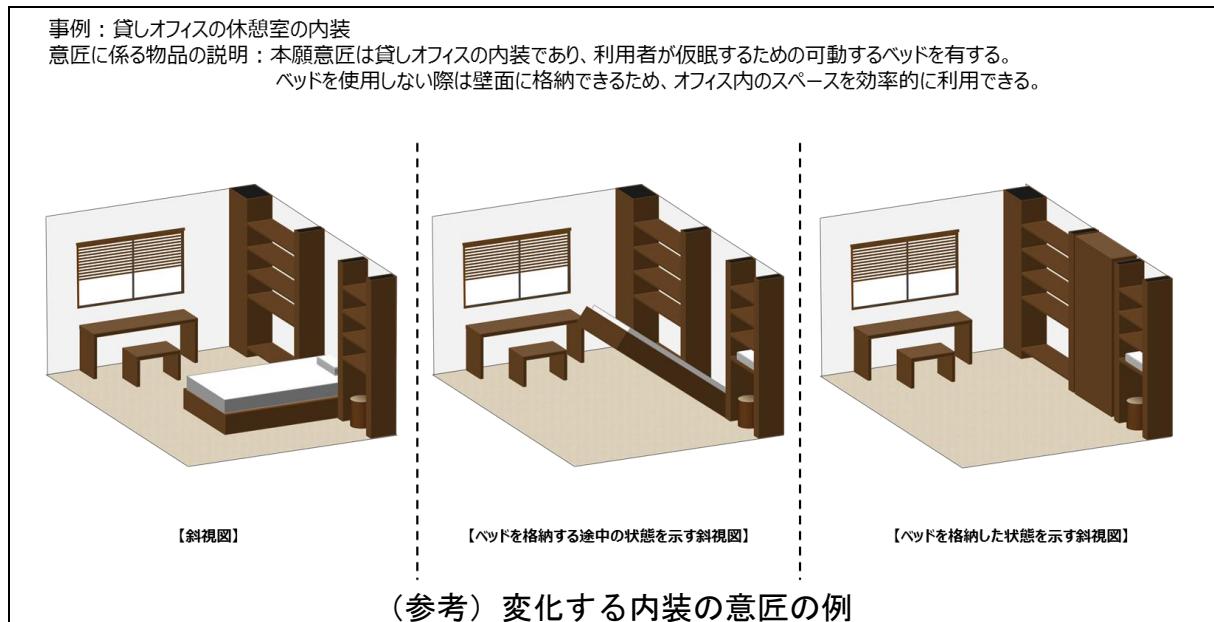
一の空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。また、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等も一体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。

2.2.2 変化する内装の意匠

物品、建築物及び画像には、その用途を実現するために形状等が変化するものが存在しており、意匠法では、物品、建築物及び画像それについて、形状等が変化する意匠の出願を認めている。内装の意匠も物品、建築物及び画像から構成されたものであるので、内装を構成する物品、建築物又は画像のいずれかの形状等が変化することも考えられる。そこで、一の用途に基づいて、形状等が変化する内装については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装として取り扱う旨を、審査基準上明記してはどうか。ただし、当該変化が、一つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られるとし、具体的な取扱いも併せて明記する。

他方、内装の意匠の構成物品等の多くは、任意に動かすことができるものである。例えば、机と椅子が配された「オフィス用会議室の内装」において、会議形式等に応じて、机と椅子の配置を変えることは一般的に行われている。しかしながら

ら、意匠法第8条の2は、内装の意匠を構成する各々の物品等の配置も含めた美感を保護するものである。よって、内装の意匠として出願されたものが、各構成物品等の配置を変更したものを含む場合は、別個の意匠の創作に係るものが含まれていると判断し、上記のように、当該変化が一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合を除いては、一の内装の意匠に該当しないと判断する。



2.3 「内装の意匠」の明確な開示

内装の意匠を出願する際の手続について、意匠法上には個別に規定されていない。そのため、内装を構成する物品、建築物又は画像それぞれの明確な開示のための要件を考慮しつつ、さらに、内装の意匠の内容が明確となるよう、内装の意匠の開示要件を審査基準上に明記する。

2.3.1 願書の記載

内装の意匠は、物品、建築物及び画像等、それぞれ出願可能なものを組み合わせた集合体として一の意匠と認める特別な扱いを定めた規定であることから、内装の意匠として出願されたことが明確である必要がある。

また、内装の意匠は、その創作の性質上、どの施設に設けるためのものか、という点と、どのような用途のために創作された内装か、という点の視点がある。

これらを考慮し、内装の意匠として出願する際は、【意匠に係る物品】の欄に「ホテルロビーの内装」、「ホテル客室の内装」、「オフィスのレストランの内装」等、用いる施設と内装の用途を明らかにしつつ「○○の内装」と記載する。

また、内装には、オフィス空間にカフェが併設されている場合のように、複数の用途を含むものもある。このような場合は、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装

の用途、又は各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明することとする。

(参考) <一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合の記載例>

【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィスの執務スペースに加えて同一空間内にカフェが併設するもので、従業者の休憩や打合せ等に使用される。

2.3.2 図面等の記載

物品の意匠は、第三角法の正投影図法を基本とし、物品を中心に置き、外のどちらの向きから見た方向にあわせてその外観を表すこととなっている。一方、内装の意匠は人を内包する空間を表現する必要があるため、内側から見たものが基本となる。よって、「内装の意匠」の出願図面は、①施設の内部形状等のみを開示すればよく、②意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を可能とする。

また、内装の意匠を創作する際は、他の施設の中の内装を創作することなどもあり、天井、全ての壁、床を全ての内装意匠が創作しているわけではない。また、内装意匠に関する諸外国の登録例をみても、床のみが描かれた内装意匠の登録例なども存在し、内装の意匠の形状等の特徴を把握する上で支障もない。一方、内装の意匠は什器や壁等の配置もその創作の特徴の一つとなり得る。

このことから、内装の意匠を表現する図面等においては、図面表現上の最低限の要件として、①床、②壁、③天井のうち、少なくともいずれか一つ以上を表すこととする。

2.3.3. 特徴記載書

特徴記載書は、意匠の特徴について出願人自らが記載するものであり、これを願書及び図面等と併せて提出することで、審査の参考情報として出願人の主觀的な創作の意図の理解や的確なサーチ範囲の決定などに資するものである。

また、登録された場合は、意匠の特徴が意匠公報に掲載されることにより、例えば、どのような点が特徴であるか、どのような意図をもって創作したかなど、第三者にその登録意匠の創作に関する出願人の主觀的意図を知らせることができる。

「内装の意匠」は、多くの物品等から構成され、それぞれの形状や模様、色彩のみならず、これらの配置や動き等を含め、創作のポイントが極めて多岐にわたるため、出願人が意図する創作のポイントが、願書及び図面等のみでは十分に表現することが困難な場合が想定される。

よって、「内装の意匠」については特徴記載書の提出が推奨されていることに照ら

し、審査官が審査をする際に、特徴記載書が提出されている場合は、出願された意匠の創作に関する出願人の主観的意図を理解するため等の参考としつつ審査を進めることとする。

なお、意匠の特徴について、上記のとおり特徴記載書に記載することとされているが、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができない。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由等の対象としない旨を、審査基準に明記する。

加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとする旨を審査基準に明記する。

2.4 内装の意匠の新規性

内装の意匠の新規性の判断については、現行審査基準の物品の類否判断における考え方を基礎としつつ、内装の性質に照らした以下の留意事項を審査基準に明記する。

2.4.1 内装の意匠の用途及び機能

内装の意匠の類否判断に際して、対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能に類似性があると判断する旨を審査基準上に明記する。

内装の意匠の場合は、例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」のように、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的である。よって、審査官は、内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。

2.4.2 内装の意匠の類否判断における判断主体

内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である。

例えば、戸建て住宅の内装であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ、使用者となる者が需要者と考えられ、また、商業施設の内装であれば、一般に、当該商業施設の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業施設の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと

考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれうる。

審査官は、出願された各内装の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

2.4.3 内装の意匠の観察方法

内装の意匠は、人がその内部に入る大きさを持ったものであり、かつ、複数の物品等から構成されるものである。

よって、通常の利用態様における肉眼による観察を基本としつつ、内装の特性に応じて、例えば、内装の一部に特徴的な形状等の構成物があれば当該構成物に接近し細部を観察する、意匠全体としてのまとまりに特徴があれば引いた視点で俯瞰的に観察するなど、一の観察方法に限定することなく、複数の視点を総合的に考慮する旨を審査基準上に明記する。

2.4.4 構成物の配置、数の評価

改正意匠法第8条の2は、「内装の意匠」が複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの配置を含めた美感を保護対象とするものである。

この各構成物の配置や構成物の数について、内装の意匠の類否判断を行う際どのように評価するかを、以下のように審査基準上に明記する。

内装の意匠の類否判断における、各構成物品等の配置及び数の評価について

意匠法第8条の2は、複数の物品等から構成される内装の意匠について、各構成物品等の配置も含めて、内装全体としての美感を保護の対象とするものである。

よって、内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品等の形状等のみならず、それらの配置や組合せの共通点や相違点についても考慮して、判断を行う。

各構成物品等の配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

また、各構成物品等の形状等は共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

2.4.5 内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、内装意匠の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からな

る形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

2.4.6 内装の意匠の類否判断事例

内装の意匠は新たな保護対象となることもあり、内装の意匠が類似、または非類似と判断する事例を明示する。

①用途及び機能が類似する例

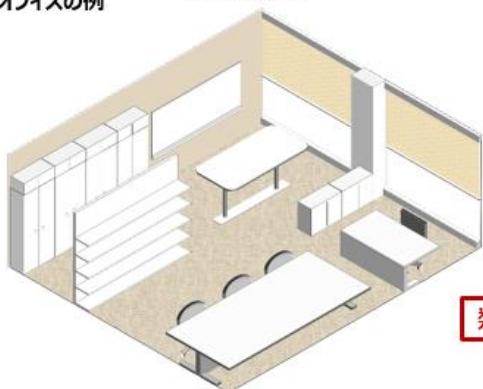
(形状等が同一または類似であれば、両意匠は類似すると判断する)

レストランの内装、オフィスの執務室の内装、ホテル客室の内装、住宅用リビングの内装、診療室の内装、空港ターミナルロビーの内装

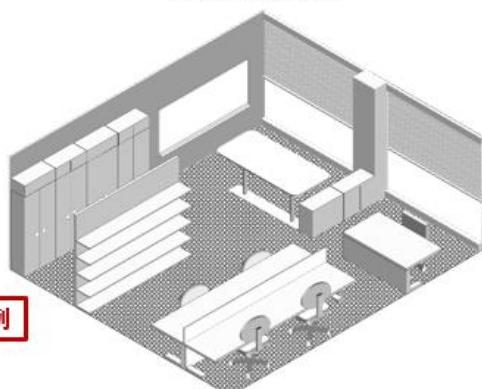
②用途及び機能が同一で形状等が類似する例

① オフィスの例

公知意匠「オフィス」



出願意匠「オフィスの内装」

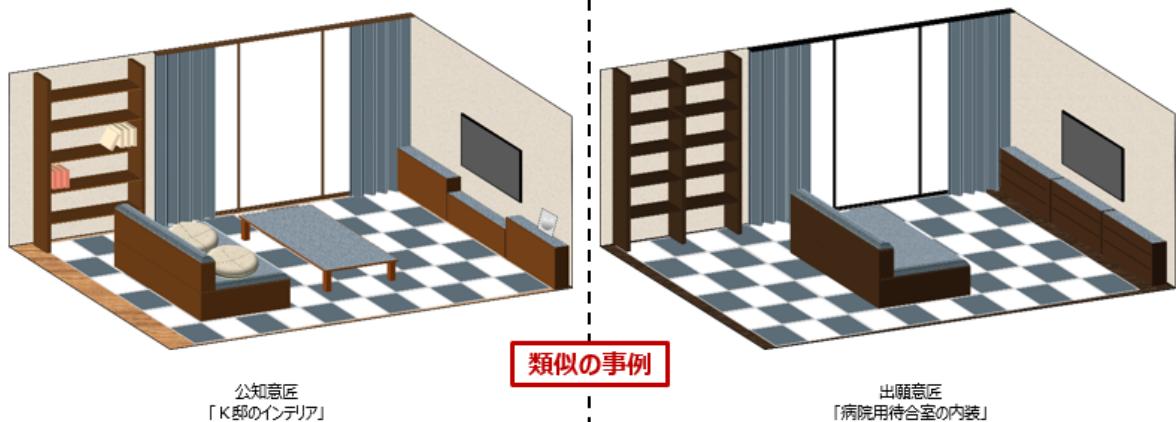


類似の事例

※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通する。
一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、
意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

③用途及び機能が類似し形状等が類似する例

② 病院用待合室の例

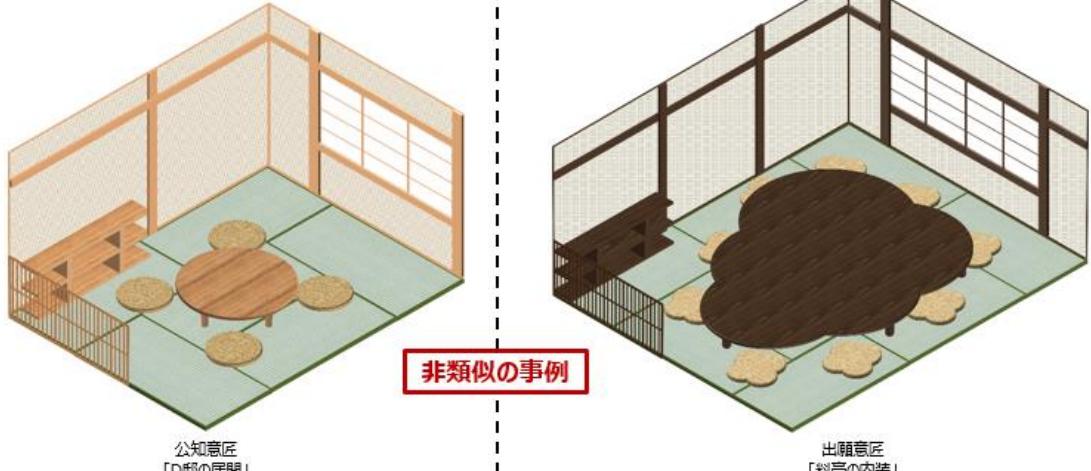


※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。

一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ意匠全体に占める割合が小さい部分的なものであるため、類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

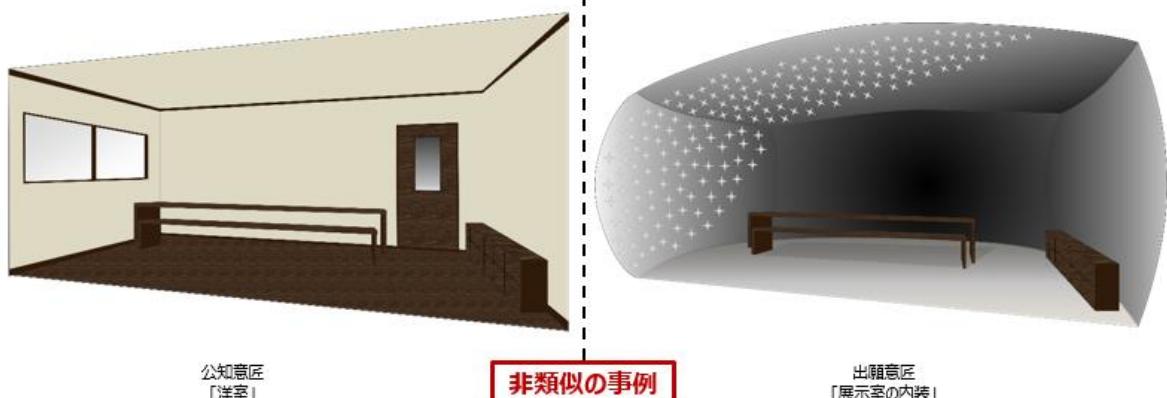
④用途及び機能が類似し形状等が非類似の例

③ 料亭の例



※両意匠は、共に畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形態が顕著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団と相まって、内装全体の主要な部分を占め、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはありふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。

④ 展示室の例



※両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた形状であるから看者の注意を強く惹くとはいせず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。

2.5 内装の意匠の創作非容易性

内装の意匠の創作非容易性の判断手法については、現在検討中の、令和元年改正意匠法に則した「創作非容易性に係る審査基準（案）」の内容を基礎としつつ、内装の性質に照らした内容のものを、意匠審査基準上に明記する。

具体的には、「ありふれた手法」及び「軽微な改変」の例や、創作非容易性の判断事例について、内装の意匠である場合の例を明記することとする。

2.5.1 ありふれた手法及び軽微な改変の例

（1）ありふれた手法の例

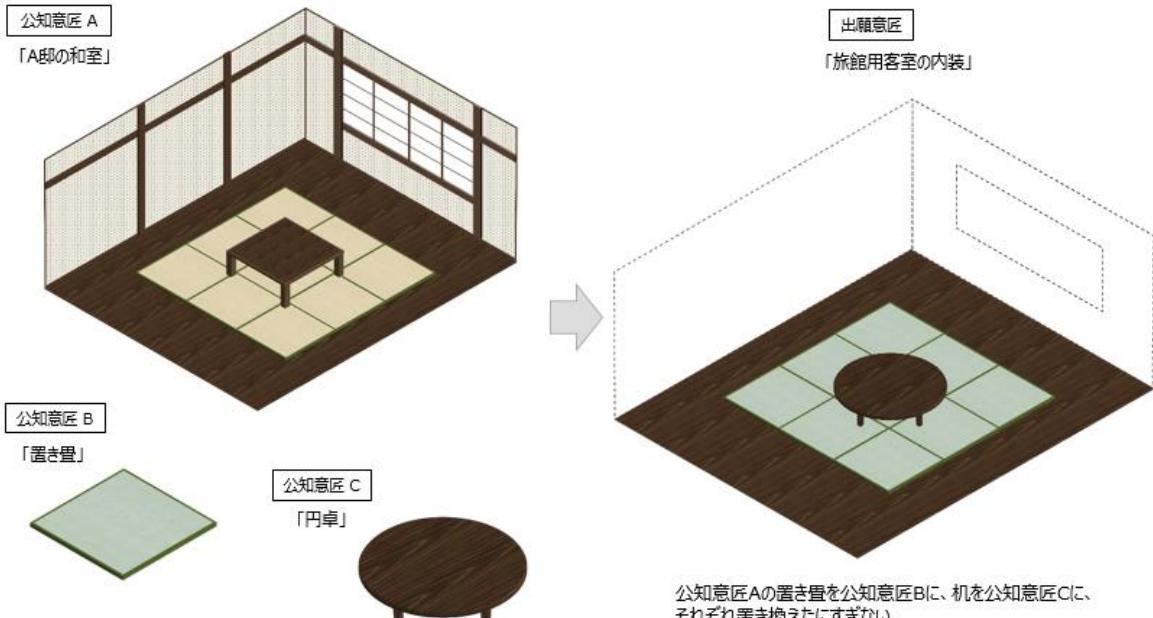
- (a) 置き換え：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- (b) 寄せ集め：複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- (c) 一部の構成の単なる削除：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- (d) 配置の変更：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- (e) 構成比率の変更：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- (f) 連続する単位の数の増減：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

（2）軽微な改変の例

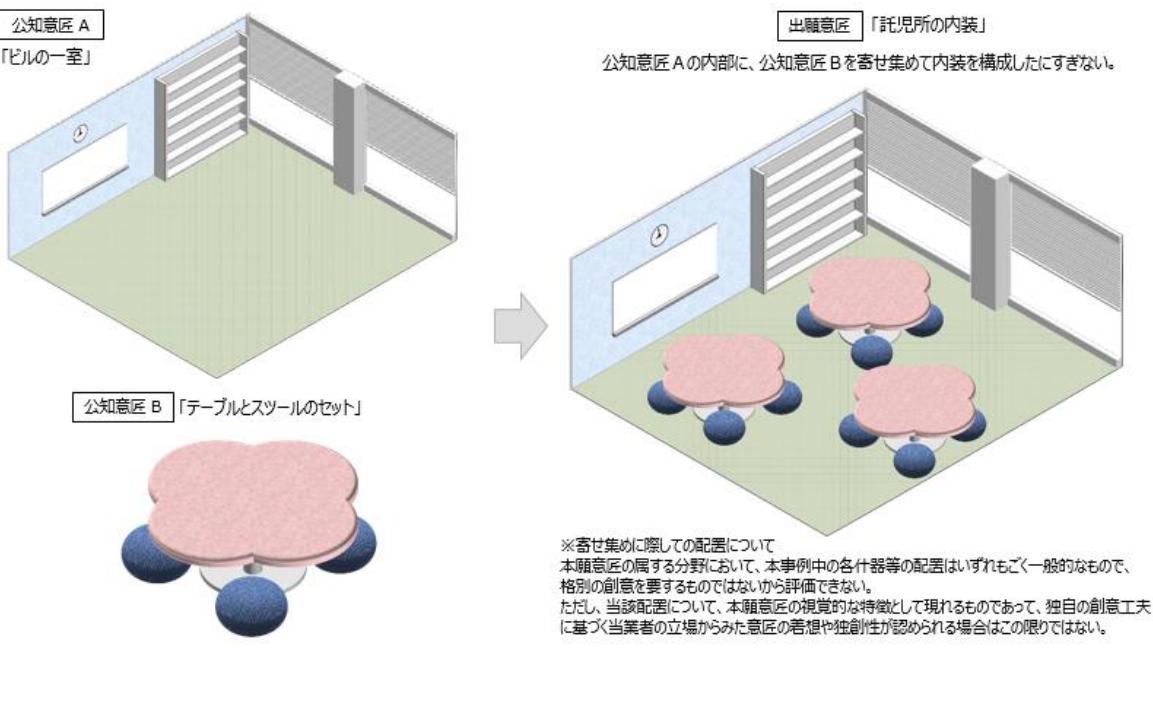
- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色
- (d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更

2.5.2 創作非容易性の判断事例

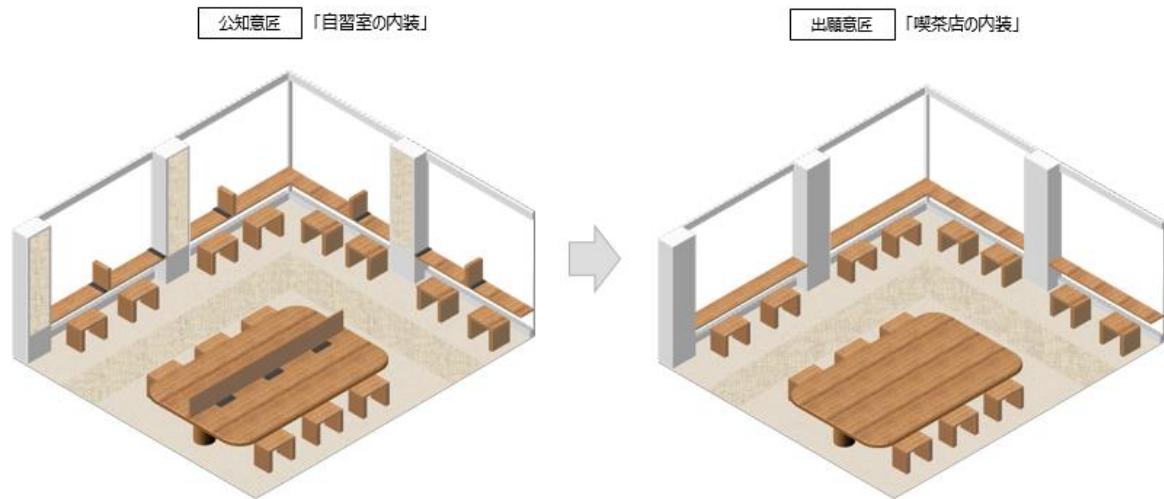
(a) 置き換えの例



(b) 寄せ集めの例

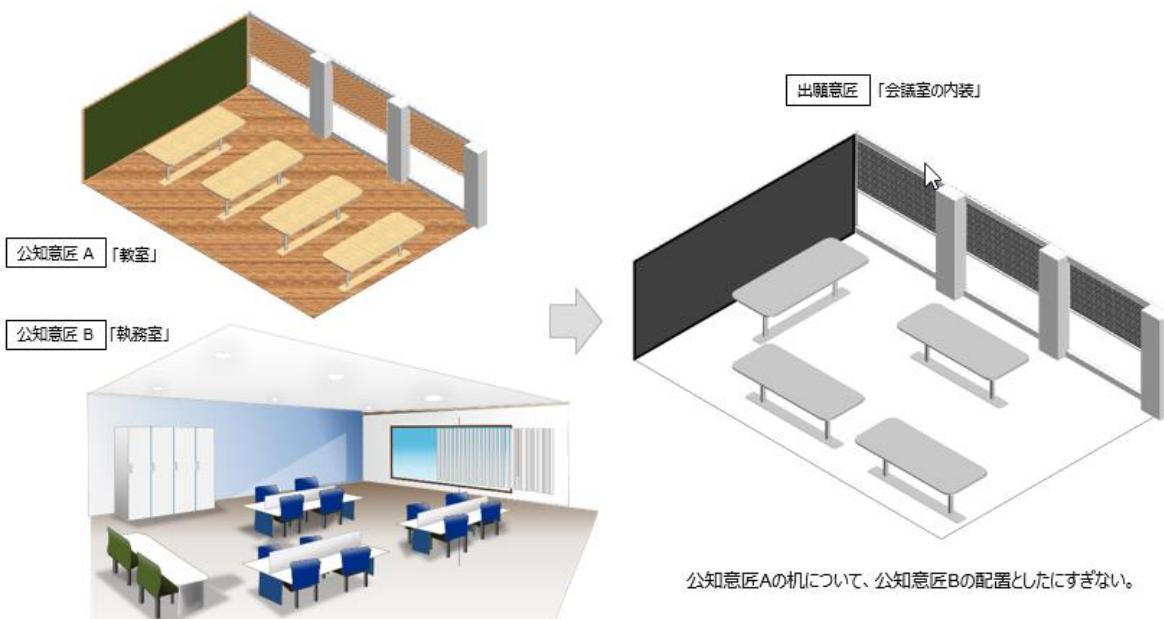


(c) 一部の構成の単なる削除



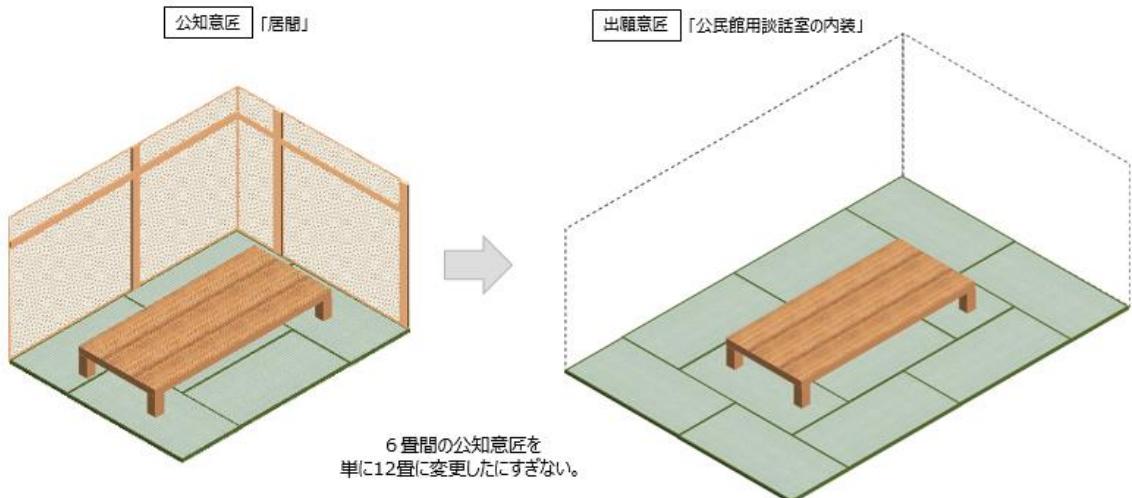
公知意匠のパーティションなど、一部の構成を単に削除して構成したにすぎない。

(d) 配置の変更

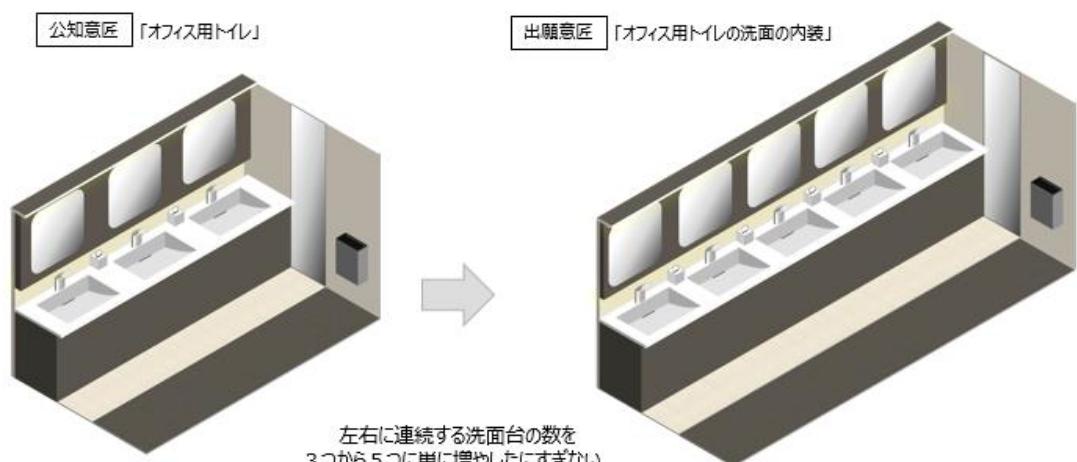


公知意匠Aの机について、公知意匠Bの配置としたにすぎない。

(e) 構成比率の変更



(f) 連続する単位の増減



(g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

- 例 1 公知の漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したもの
例 2 公知のおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したもの

2.5.3 内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方

内装の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。

III 画像意匠の保護対象化

1. 意匠法改正の内容

1.1 背景

現行意匠法において、意匠は、「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第2条第1項）と定義されており原則として物品の形状等を保護対象としている。

このため、これまで、画像デザインの保護ニーズの高まりに対し、物品の形状等の保護の範囲内で画像デザインの保護が図られるよう、意匠制度の見直しが行われてきた。

まず、平成10年の意匠法改正では、部分意匠制度（同法第2条第1項）が導入されたことに伴い、物品の表示画面を部分意匠として登録することが可能になった。ここで保護対象とされるのは、それがなければ物品自体が成り立たない画面デザイン（液晶時計の時刻表示部等）に限定される。

また、平成18年の意匠法改正において第2条第2項が新設され、操作画像（物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像）が意匠法の保護対象に追加された。この改正により保護対象に追加されたのは、物品又は物品と一緒にとして用いられる物品（ディスプレイ等）に表示される操作画像に限られる。

このように、現行意匠法では、権利範囲を明確化する観点から、保護対象となる意匠と物品との関連性を強く求めてきた。しかしながら、近年のIoT等の新技術の浸透に伴い、画像については、物品との関連性による制約が実態と合わなくなっている。

こうした状況を踏まえ、操作画像や表示画像については、画像が物品（又はこれと一緒にとして用いられる物品）に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当であるとの指摘があり、令和元年の意匠法改正により画像が意匠法の保護対象に加えられることとなった。

なお、同改正において、壁紙等の装飾的な画像や、映画・ゲーム等のコンテンツ画像等は、画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、これらの画像については、意匠法に基づく独占的権利を付与して保護する必要性が低いと考えられることから、意匠法の保護対象には追加しないこととされた。

1.2 改正概要

令和元年の意匠法改正により、意匠法第2条第1項が改正され、これまで意匠法上の「意匠」とされてきた、「物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合」と同列のものとして、「画像」が加えられた。この画像については、全ての画像を指すのでは

なく、同項括弧書きにあるように、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に限られる。

参考 意匠法第2条、第5条、第6条、第8条 新旧条文対照表

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律で「意匠」とは、<u>物品（物品の部分を含む。以下同じ。）</u>の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は<u>画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）</u>であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。</p> <p>（2項以下略）</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律で「意匠」とは、<u>物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）</u>の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。</p> <p>2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。</p> <p>（3項以下略）</p>
<p>(意匠登録を受けることができない意匠)</p> <p>第五条 次に掲げる意匠については、第三条〔意匠登録の要件〕の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。</p> <p>一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠</p> <p>二 他人の業務に係る物品、建築物又は<u>画像</u>と混同を生ずるおそれがある意匠</p> <p>三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は<u>画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠</u></p>	<p>(意匠登録を受けることができない意匠)</p> <p>第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。</p> <p>一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠</p> <p>二 他人の業務に係る<u>物品</u>と混同を生ずるおそれがある意匠</p> <p>三 <u>物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠</u></p>

<p>(意匠登録出願)</p> <p>第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所 三 <u>意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途</u> <p>(2項以下略)</p>	<p>(意匠登録出願)</p> <p>第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所 三 <u>意匠に係る物品</u> <p>(2項以下略)</p>
<p>(組物の意匠)</p> <p>第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は<u>画像</u>であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は<u>画像に係る意匠</u>は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。</p>	<p>(組物の意匠)</p> <p>第八条 同時に使用される二以上の<u>物品</u>であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する<u>物品</u>に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。</p>



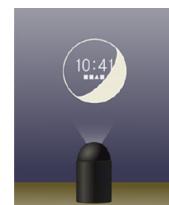
「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)



「アイコン用画像」
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)



「医療用測定結果表示画像」



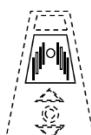
「時刻表示画像」(壁に投影された画像)

(参考) 新たに保護対象となる画像の例



【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写機のための各種設定を行うものである。
【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

複写機



【意匠に係る物品の説明】正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。
【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。



(参考) 令和元年改正以前から保護されていた、物品の部分に画像を含む意匠の例

1.3 改正法の施行時期

令和2年4月1日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

上記の意匠法改正の内容に則した意匠審査基準改訂の方向性について、本意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った結果は以下のとおり。

2.1 意匠法上の意匠に該当するための要件

画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、令和元年意匠法改正により新たに加わった画像意匠、すなわち、物品から離れた画像自体として保護を受ける方法と、改正以前から認められていた、物品の表示部に表示された物品の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法との大きく2通りがある。

このうち、物品等の部分としての画像を含む意匠を構成する画像には、これまで同様の要件が課される。

令和元年法改正で新たに保護対象となった画像意匠として認められるものには、「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」が挙げられているが、画像の中にはこれらを組み合わせたものもあり、機器の操作の用に供されるものにも機器がその機能を発揮した結果として表示されるものにも該当する画像についても、画像意匠として意匠法上の意匠に該当することが適当である。なお、画像意匠として認められる場合は、当該画像を表示させるためのデータが物品にインストールされていることや、画像がどのような物品等に表示されるかについては問われない。

この、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に該当しない画像としては、テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像が挙げられる。これらは、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠法上の意匠を構成するものとは認められないこととする。

コンテンツ表示部分を有する画像であっても、コンテンツ表示部等以外の部分が「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に該当する場合は、画像全体として意匠登録を受ける意匠となり得る。出願中にコンテンツが表示された状態で「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に当たる画像を含む意匠が出願された場合は、願書の説明等を総合的に判断すると、画像の中にコンテンツ表示部

と明確に判断できる部分があり、そのコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもののようなもの（意匠法第5条）に該当しないのであれば、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用可能な意匠と判断する。ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないものと取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。他方、コンテンツか否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は、意匠が具体的でないものと判断する。

2.2 保護対象となる画像の単位

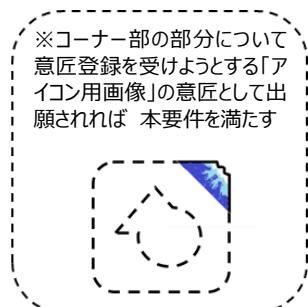
画像には、表示画面全体に相当するものから、画像を構成する個々の要素まで、様々なものが混在している。物品の流通の単位として認められるための要件等を考慮すると、画像が、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、何らかの「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものである場合には、意匠ごとの意匠となり得るものとする。すなわち、画面全体を出願の単位とする画像だけでなく、ウィンドウ単位や、アイコン単位、チェックボックスやインジケータ等の、GUIにモジュールとして組み込まれる構成部品単位であっても、一の意匠としての創作のまとまりがあり、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に該当するのであれば、意匠ごとの出願と認め得ることとする。

一方、アイコンの一部分（部分意匠の場合を除く）が不完全な状態で示された場合のように、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」とはいえない場合は、それのみでは意匠法上の意匠とはいえないものとする。

意匠法上の画像の意匠を構成しないものの例



【意匠に係る物品】アイコンのコーナー用画像
【意匠に係る物品の説明】：この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山を模したものである。



※コーナー部の部分について、意匠登録を受けようとする「アイコン用画像」の意匠として出願されれば 本要件を満たす

2.3 意匠ごとの出願

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないこととされている。この一意匠一出願の原則は、令和元年意匠法改正後も変わり無く維持される。

画像の意匠の保護にあたり、一つの意匠として出願することができる画像の範囲については、本ワーキンググループで検討を行う一意匠一出願の基本的な要件及び現行意匠審査基準における画像を含む意匠の一意匠の考え方を基礎とすることとする。

加えて、同意匠法改正により、現行運用とは異なる運用を行うこととなる点については、混乱が生じないよう、基準上明記する。

2.3.1 一体として用いられる他の物品に表示される画像

現行意匠法において、意匠法第2条第2項で定められる「物品の操作の用に供される画像」については、物品の表示部に表示される場合だけでなく、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」についても当該物品の部分として認めている。例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像などがこれに該当する。

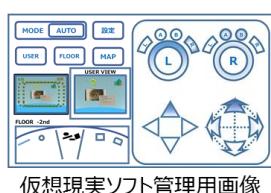
令和元年法改正では、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」が物品の部分として認められる旨の規定が削除された。一方、当該操作画像は、物品から離れた画像の意匠として保護を受けることが可能であり、また、本体と画像の両方に形状等の関連性があり、いずれも意匠登録を受けようとする部分が含まれていれば組物の意匠として保護を受けることが可能である。このように、意匠登録出願の中に本体と画像がいずれも示された場合は、物品の意匠と画像の意匠の複数の意匠に係る出願と考えられることから、物品の部分として「これと一体として用いられる物品に表示される」操作画像については、物品と、画像とに分けるか、物品と画像の組物の出願のいずれかが認められる旨を審査基準上に明記する。

2.4 画像の組物の意匠

画像意匠は、組物の意匠を構成するものとされていることから、組物全体として統一がある場合等、組物の意匠の要件を満たすのであれば、画像と画像からなる組物の意匠、画像と物品からなる組物の意匠、画像と建築物からなる組物の意匠についても認められることとする。また、この基準については、現行の組物の基準を画像に適用させたものとする。



仮想空間用情報表示画像



仮想現実ソフト管理用画像

【意匠に係る物品】

【一組の画像セット】

【意匠に係る物品の説明】

「仮想空間用情報表示画像」は、海中を模した仮想空間内で様々な閲覧対象情報を表示するための画像であり、「仮想現実ソフト管理用画像」はその表示情報の管理をするための操作用画像である

(参考) 複数の画像からなる組物の意匠の例



【画像図】
乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】
一組の運輸機器セット

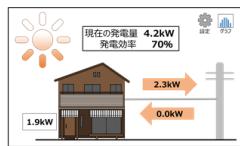
【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

(参考) 物品と画像からなる組物の意匠の例



太陽光発電パネル付き家屋



【画像図】
発電量表示用画像

【意匠に係る物品】

一組の建築物

【意匠に係る物品の説明】

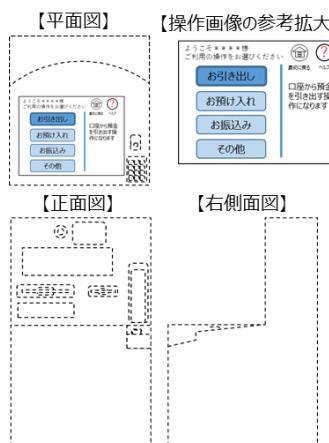
【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

(参考) 建築物と画像からなる組物の意匠の例

2.5 画像を含む意匠の開示

2.5.1 願書における「画像の用途」の記載

現行意匠法において、物品の部分として物品に表示等された画像について意匠登録を受ける場合は、願書の【意匠に係る物品】の欄には、画像が表示等される物品の名称を記載することとなっている。令和元年の意匠法改正後であっても、物品の部分として表示等された画像について意匠登録を受ける場合は同様となる。



【意匠に係る物品】

現金自動預払機

【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのものである。

【意匠の説明】

実線で描かれた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※願書のその他の記載は説明上省略した

(参考) 物品の部分として画像を含む意匠の出願の例

令和元年の意匠法改正において新たに保護対象に加えられた、物品に化体しない画像については、改正意匠法第6条第1項に、願書に画像の用途を記載しなければ

ならない旨が規定されている。

(意匠登録出願)

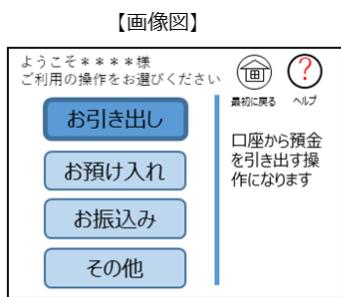
第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

2～7 (略)

これを踏まえ、新たに保護対象に加えられた、(物品から離れた) 画像意匠について保護を受ける場合は、原則願書の【意匠に係る物品】の欄において、画像、又は GUI の前にその用途を記載した「○○用画像」又は「○○用GUI」等と示すことにより、画像の用途を明らかにすることとする。



【意匠に係る物品】

銀行取引用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図で表された画像
は、使用者が行う取引を
選択するためのGUIであ
る。

【意匠の説明】

(なし)

※願書の他の記載は説明上省略した

(参考) 画像意匠の出願の例

令和元年の意匠法改正において、物品から離れた画像として新たに保護対象に加えられたものは、画像全般ではなく、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られることから、「意匠に係る物品」の欄に単に「画像」と記載し、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」であるか否かが明らかでない場合又は画像の用途が明らかでない場合は、意匠が具体的でないものとして扱うものとしてはどうか。

なお、画像の用途は願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を通じて明らかにすることが基本であるが、「意匠に係る物品」の欄の記載のみではその用途を判断することができない場合であっても、願書の他の記載や願書に添付された図面の記載から総合的に判断すると用途が明らかである場合は、その用途に基づき審査を進めることとする。

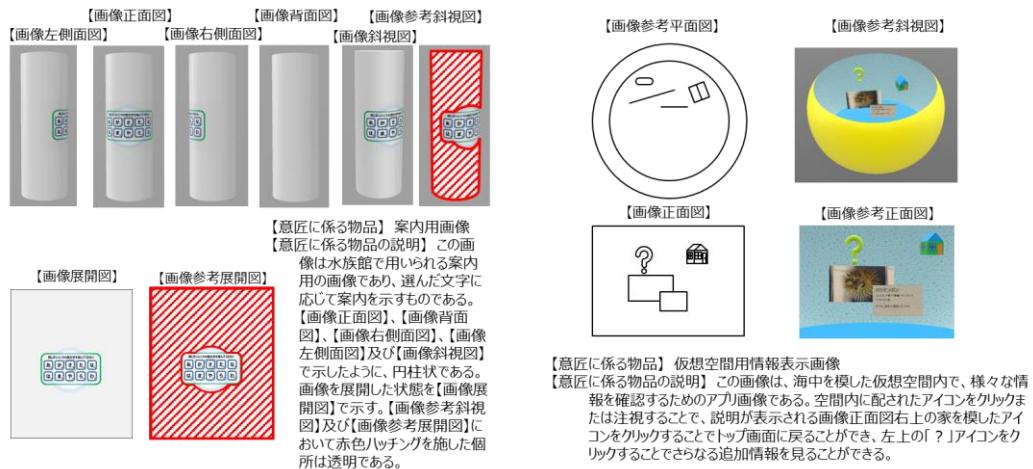
2.5.2 図面等における開示方法

これまで、物品に表示等される画像について意匠登録を受ける場合、願書に添付する図面は、部分意匠である場合も、物品全体を示すことを基本としていた。

また、平成18年の意匠法改正で「物品と一体として用いられる物品（ディスプレイ等）に表示される操作画像」について保護を受けることができるようになったが、この場合は、物品自体に保護される画像が表示されないことから、物品を示す一組の図面に加え、【画像図】を用いて当該操作画像を示すこととされた。この時、【画像図】には（意匠登録を受けようとする物品と一体として用いられる）物品の形状を示す必要はなく、表示される画像のみを示すこととされた。

令和元年の意匠法改正で新たに保護対象に加えられた、物品に化体しない画像については、物品の形状が存在しないことや、従前の【画像図】において、物品を表さず、画像のみを表していた意匠の実務の運用を考慮し、【画像図】を用いて保護を受けようとする画像を示すこととする。

また、近年、仮想現実（Virtual Reality: VR）技術や、拡張現実（Augmented Reality: AR）技術、プロジェクションマッピング技術、立体的なディスプレイの製造技術等、情報処理能力や画像の表現手法の向上により、立体的な性質を持つ画像も多く存在している。このような場合、【画像図】のみでは当該画像を十分に表現することは難しいことから、【画像正面図】、【画像右側面図】等「画像○○図」という表現で画像を特定する。保護を受けようとする画像を十分表現するためには展開図を示す必要がある場合は、あわせて【画像展開図】を用いることとする。



(参考) 立体的な画像及びVR画像の図面表現の例

2.6. 画像意匠の、改正に伴い基準を整備すべき事項

2.6.1 物品の部分意匠として意匠登録を受けようとする画像を含む意匠と、物品から

独立した画像の類否判断

物品の部分意匠として意匠登録を受けようとする画像を含む意匠と、物品から独立した画像の意匠について、これらの間における用途及び機能の類似性について、両意匠の機能、用途を考慮して類否判断を行う案（案1）と、物品の意匠と画像の意匠とは類似しないものと扱う案（案2）が挙げられる。

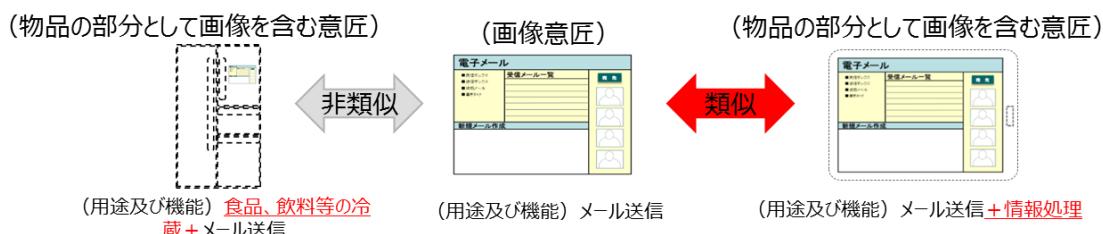
案1：（物品から独立した）画像意匠と、物品の部分として画像を含む意匠を比較する場合に、「画像」と「画像+物品」の用途及び機能も比較する。すなわち、物品の有する画像表示のための機能以外の機能も考慮して類否判断を行う。

（画像の用途と物品等の用途をいずれも考慮した考え方）

案2：（物品から独立した）画像意匠と物品等の部分意匠として出願した画像とは類似しないものと扱う

（物品等の持つ用途を重視した考え方）

案1と案2を比較すると、案1の場合、画像意匠と比較する際、携帯情報端末機のように、物品に画像を実現するための機能以外の機能がほとんどない物品に表示された画像は類似するものと扱い、一方で、冷蔵庫のように、物品に画像を実現するための機能があり、画像の機能、用途と比較した場合に、その共通性よりも違いの方が大きい物品に表示された画像は類似しないものと扱うものであり、案2の場合は、携帯情報端末機のような物品であっても、画像意匠と物品の部分として画像を含む意匠とは類似しないものと扱うものである。



（参考）案1の場合の画像意匠と物品の部分として画像を含む意匠の類否判断



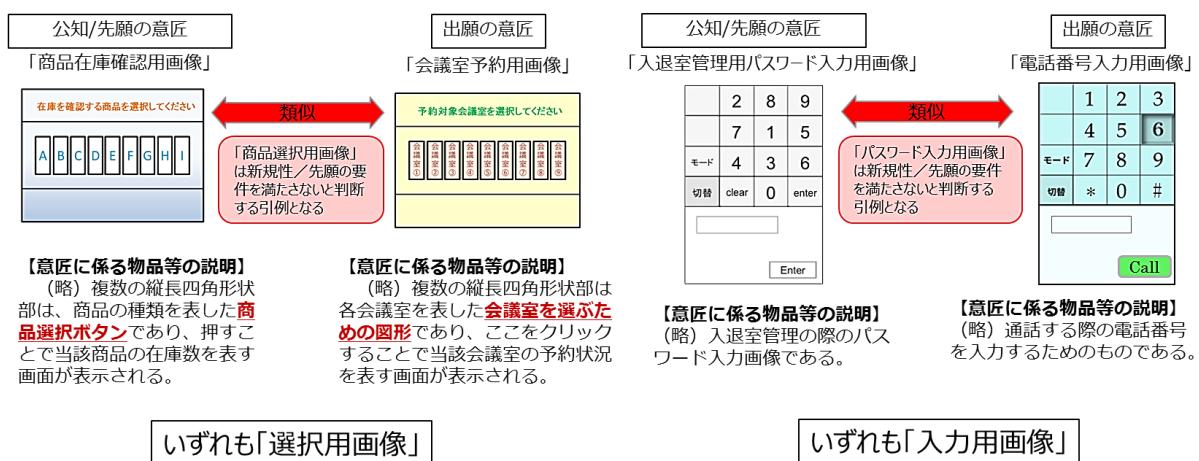
（参考）案2の場合の画像意匠と物品の部分として画像を含む意匠の類否判断

物品の部分意匠として意匠登録を受けようとする画像を含む意匠と、物品から独立した画像の意匠について、一律に非類似とすることは適切でないことから、これらの間における用途及び機能の類似性については、案1のように審査を進める。

2.6.2 画像意匠の類否判断における用途及び機能の判断

現行法における、物品の表示部に表示される画像について類否判断を行う際は、画像の用途及び機能に加え、物品全体の用途及び機能も考慮して対比している。

他方、改正法の下、画像の意匠同士の類否判断を行う際には、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がない旨を審査基準上に明記する。



2.7 創作非容易性の判断

現行意匠審査基準では、これまで、物品の部分に画像を含む意匠の創作非容易性の判断に資するよう、画像の創作非容易性に関する基準が整備されている。物品から離れた画像についても、創作非容易性の判断は物品の部分に画像を含む意匠と同様と考えられることから、画像意匠の創作非容易性の判断も、現行意匠審査基準における画像の表示内容に関する創作非容易性の判断と同様とする。

なお、創作非容易性の判断の基礎とする資料については、令和元年意匠法改正に基づき、「頒布された刊行物に記載された」もの、及び「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものも含まれる。

2.8 不登録事由

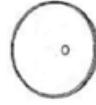
意匠法第5条は、新規性等の登録要件を満たしていても、公序良俗等の観点から、意匠登録を受けることができない意匠（不登録事由）について規定している。

令和元年の意匠法改正により、意匠法第2条に意匠法の保護対象として画像が加えられたことに伴い、意匠法第5条においても、意匠登録を受けることができない画像

が新たに明記された。

そこで、当該改正に則して、意匠審査基準上に、意匠登録を受けることができない画像を明記することとする。

意匠登録を受けることができない画像を含む意匠の例

	物品（参考）	画像		
5条1号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠	 当該部等に外国の紋章模様を付した場合	 特定の人物の肖像を表した画像		
5条2号 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	 他人の著名な標章を表したマグカップ	 他人の著名な商標を表した画像		
5条3号 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途について不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途について不可欠な表示のみからなる意匠	<p>①物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状 (必然的意匠)</p>  パラボラアンテナ	<p>②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状からなる意匠 (準必然的意匠)</p>  磁心 (JIS C2516 4.4)	<p>①画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠 (必然的意匠)</p>  道路標識の標識部分のみを意匠登録を受けるとする部分とした場合	<p>②標準化された規格により定まる表示のみからなる意匠 (準必然的意匠)</p>  ISO 7000 機器に用いる図記号

IV 関連意匠制度の拡充

1. 意匠法改正の内容

1.1 関連意匠制度とは

意匠制度は、意匠の創作に対して、一定期間、独占権を付与するものであることから、一の創作に対して二以上の重複した権利の付与は原則認められない（意匠法第9条）。

しかしながら、意匠の創作においては、一つのコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されることが一般的である。

関連意匠制度は、このような複数のバリエーションの意匠について、所定の要件を満たす場合に関連意匠として登録することを認める制度である。関連意匠として登録された意匠は、本意匠とは別の意匠権であるが、権利期間が（関連意匠の設定の登録ではなく）本意匠の設定の登録から20年以内（令和元年改正後は基礎意匠の意匠登録出願の日から25年）となることや、権利の移転や専用実施権の設定が、本意匠（令和元年改正後は「基礎意匠」）と全ての関連意匠を同時に同一の者に對し行う場合に限られる等、一定の制約を伴う。

1.2 改正概要

令和元年の意匠法改正により、関連意匠制度は、主に以下の各点について改正された。

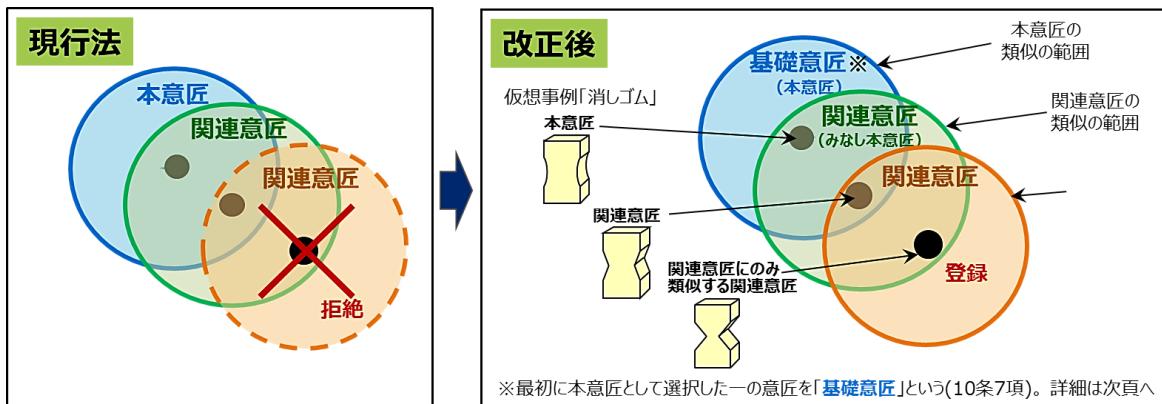
- (1) 「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化
- (2) 関連意匠の出願可能な期間の延長
- (3) 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

1.2.1 「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化

現行法においては、本意匠には類似しないものの、関連意匠には類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、登録を受けることができない。

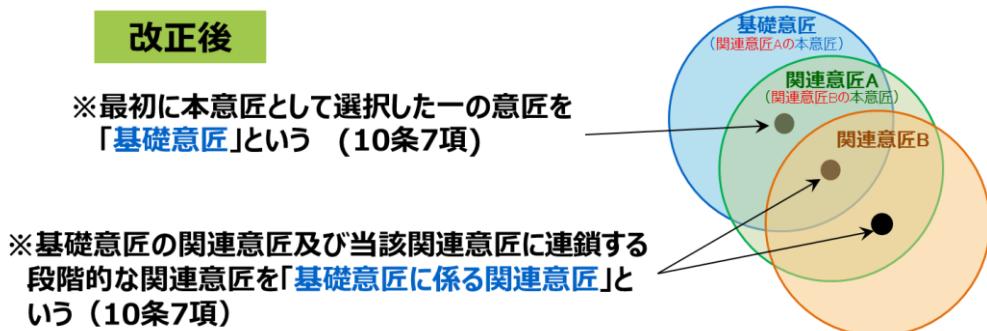
この点について、令和元年の意匠法改正においては、製品等のデザインに少しづつ改良を加えていく群の意匠の開発手法が増加していること等を踏まえて、先の関連意匠を本意匠とみなして関連意匠として登録することが認められることとなった（改正意匠法第10条第4項）。同様に、関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠も登録可能となった。

これにより、改正法施行後の出願については、本意匠として選択した意匠が関連意匠であるか否かを問わず、関連意匠として登録することが認められることとなる。



また、関連意匠にのみ類似する関連意匠を登録可能とすることに伴い、最初に選択した本意匠と、本意匠とみなされた関連意匠とを区別するために、最初に選択した本意匠を、「基礎意匠」と定めた（改正意匠法第10条第7項。以降、本資料において、単に「本意匠」と記載した場合は、「基礎意匠」と「本意匠とみなされた関連意匠」の両者を含むものとする）。

なお、関連意匠の権利期間は、本意匠が基礎意匠であるか、本意匠とみなされた関連意匠であるかを問わず、基礎意匠の出願日から25年経過した日に満了する（改正意匠法第21条第2項）。

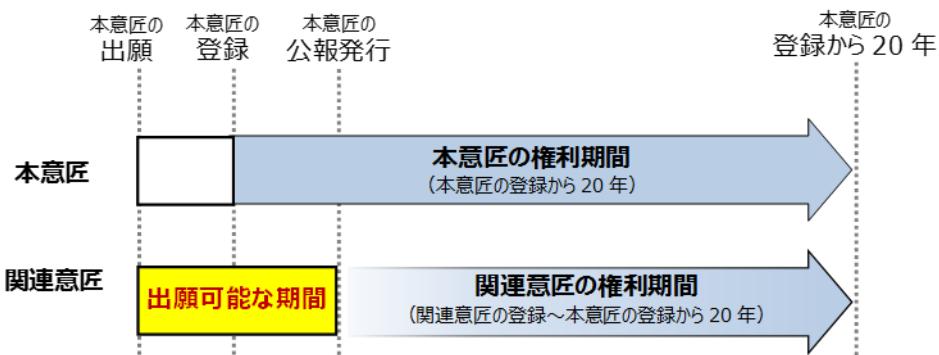


1.2.2 関連意匠の出願可能な期間の延長

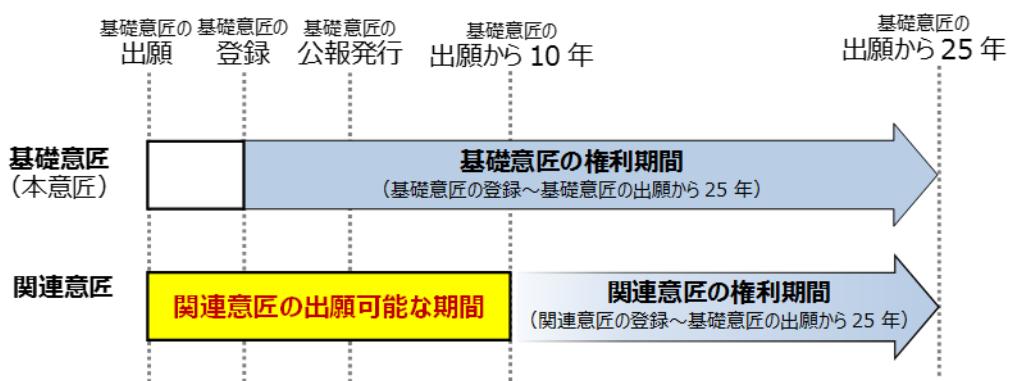
現行法においては、関連意匠を出願できる期間は、本意匠の意匠公報発行日前に限られている。

令和元年の意匠法改正においては、この関連意匠を出願できる期間を、基礎意匠の出願の日から10年を経過する日前までとした（改正意匠法第10条第1項）。

現在の関連意匠制度



改正後の関連意匠制度



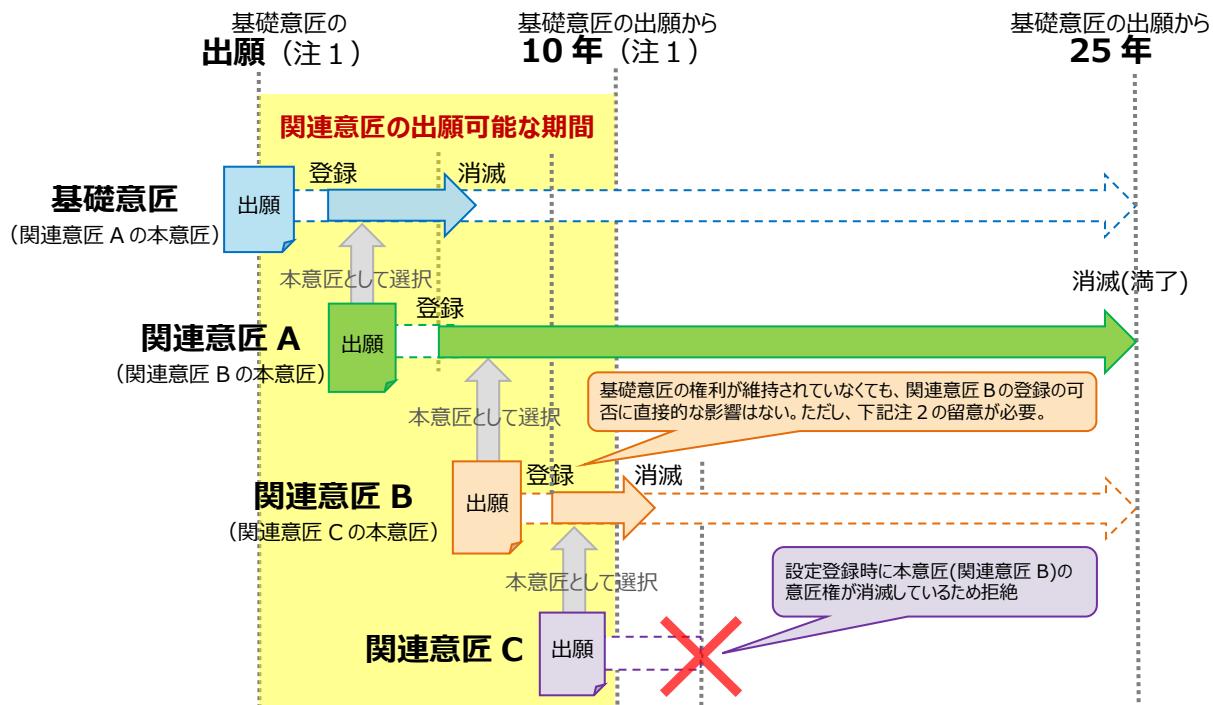
関連意匠の出願期間を基礎意匠の出願の日から 10 年経過する日前としたことに伴い、関連意匠を登録する時点で、本意匠の 2 年目以降の登録料を納付しない場合や、無効の審決が確定した場合等、本意匠の意匠権が消滅していることも考えられる。

他方、本意匠の意匠権の消滅後も関連意匠の登録を可能とすると、一度パブリックドメインとなった権利が復活することになるため、第三者の予見可能性が制限されるおそれがある。

このため、基礎意匠の出願から 10 年を経過する前であっても、消滅等した登録意匠を本意匠とする関連意匠は、登録しないこととした（改正意匠法第 10 条第 1 項ただし書）。

また、専用実施権は設定契約で定めた範囲において意匠権と同様の効力を有するものであることから、本意匠及びその関連意匠の意匠権の一部に専用実施権が設定されている場合、権利の重複部分について、二以上の者に物権的請求権が成立することになり、関連意匠制度の制度趣旨に反することとなる。

そこで、令和元年の意匠法改正で関連意匠のみに類似する関連意匠の登録を認めることに伴い、関連意匠を本意匠とみなして関連意匠の登録をする場合においても、本意匠に専用実施権が設定されている場合は意匠登録を受けることができない旨が規定された（改正意匠法第10条第6項）



(注1) 関連意匠としての登録要件や先後願の判断においては、優先権主張の効果が認められる場合は優先日で判断

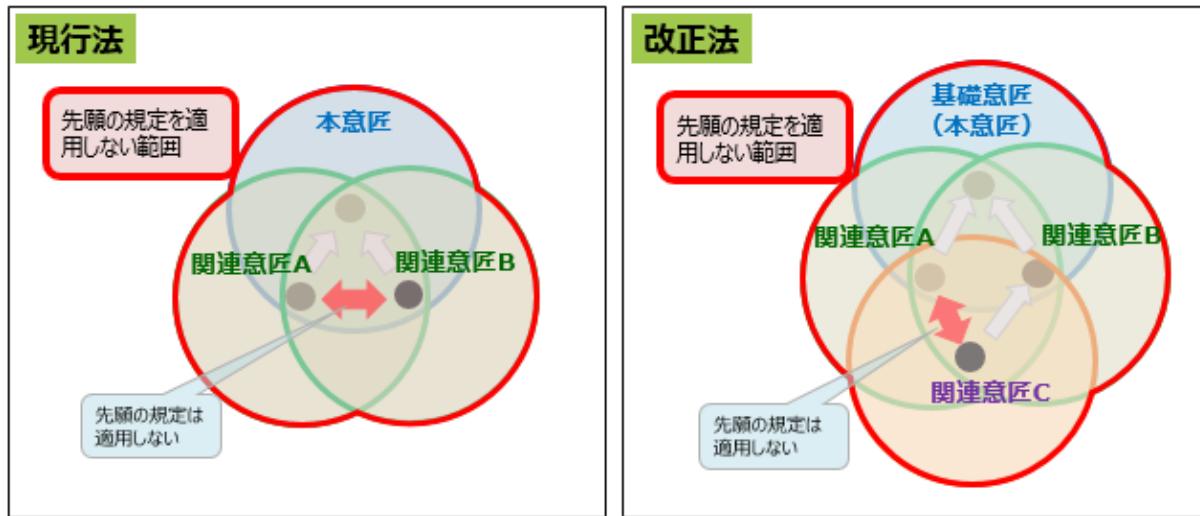
(注2) 本事例において、基礎意匠の意匠権の消滅後は基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠が関連意匠Bの新規性や創作非容易性要件の判断において除外されないこととなるため注意を要する。（詳細は、3.7.3「消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について」参照。）

1.2.3 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

①先願の規定の一部適用除外化

現行意匠法では、本意匠に係る二以上の関連意匠には意匠法第9条第1項又は第2項（先願）の規定は適用しないことが規定されている（意匠法第10条第4項）。

令和元年の意匠法改正では、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めることに伴い、この先願の規定の適用を除外する対象を、基礎意匠に係る関連意匠の範囲に拡大した（改正意匠法第10条第7項）。



②先願意匠の一部と同一又は類似の規定の適用除外の拡大

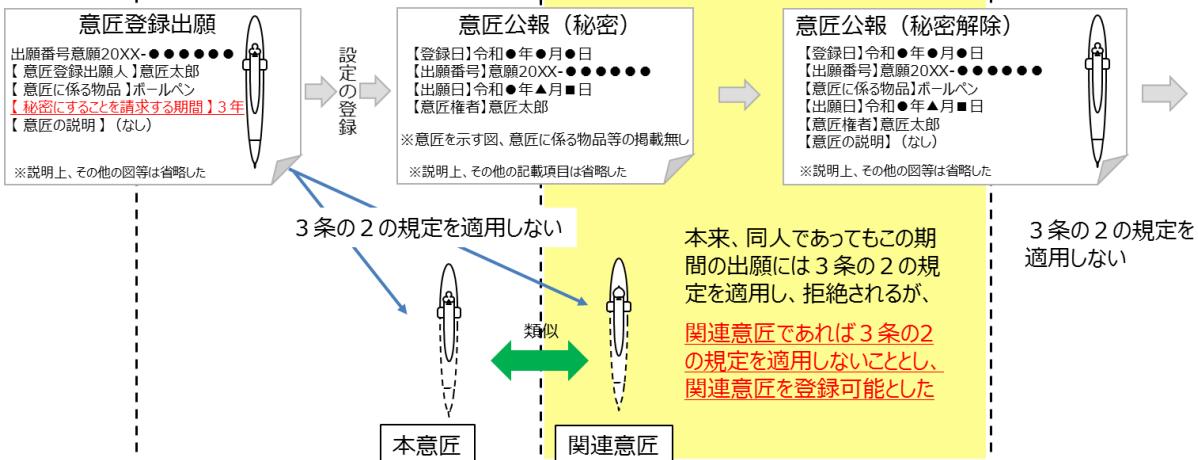
意匠法第3条の2は、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は意匠登録を受けることができない旨を規定している。

これは、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠は、先願意匠が設定登録され意匠公報が発行される前に出願された場合であっても、新しい意匠を創作したものと認めることはできないため、このような意匠に意匠権を与えることは、新しい意匠の創作を保護しようとする意匠制度の趣旨からみて妥当でないこと、先願として完成品の意匠が出願された後、先願意匠が意匠公報として公知になるまでに、その完成品を構成する部品の意匠が登録されることで権利関係の錯綜を招来したことなどから平成10年の意匠法改正で導入されたものである。

この規定は、平成18年の意匠法改正において、先願の出願人と後願の出願人が同一の者である場合に登録を認める改正をしたが、その際、先願が秘密意匠である場合は、秘密の期間が最長3年であるため、長期間にわたる後日出願が可能となり、実質的な権利期間を延長することにもつながる懸念があること等から、当該秘密期間に出願された後日出願は、同一出願人による場合であっても意匠法第3条の2の規定で拒絶することとした。

令和元年改正では、関連意匠の出願期間を基礎意匠の出願から10年とすることとしたが、関連意匠については、その権利期間が基礎意匠の出願日から起算されるため、実質的な権利期間の延長とならないことや、部分意匠の秘密意匠に対する関連意匠出願をする場合、最初の公報発行から秘密意匠解除公報の間にした出願のみ意匠法第3条の2の規定が適用され拒絶される（秘密意匠解除公報発行後は、意匠法第3条の2は適用されない）ことから、関連意匠として登録される場合に限り、秘密意匠解除公報発行まで同条の規定を適用しないよう、同条ただし書を読み替える規定を設けた（改正意匠法第10条第3項）。

同一出願人への意匠法第3条の2（先願の一部と同一又は類似）の規定の適用



③新規性要件の一部適用除外化

令和元年の意匠法改正により、関連意匠として登録される場合、自己の意匠のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外することとなった（改正意匠法第10条第2項及び同条第8項）。

意匠法第10条第2項及び同条第8項を設けた趣旨は、今回関連意匠の出願可能期間を本意匠の意匠公報発行前までの期間から本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日までに延長したことにより、関連意匠の出願時には本意匠が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっていることが考えられることから、その場合には新規性及び創作非容易性の要件を満たさないとして、拒絶されてしまうことを避けるためのものである。その趣旨を踏まえると、当該条項に規定されている「自己の意匠」は、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の出願日以降の意匠に限られるものと解されるべきである。

なお、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の出願日より前の自己の公知となつた意匠について、第4条に基づく新規性の喪失の例外の適用を受けているものについては、新規性及び創作非容易性の引例から除外する。

1.3 改正法の施行時期

令和2年4月1日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

上記の意匠法改正の内容に則した、意匠審査基準改訂の方向性について、本意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った結果は以下のとおり。

2.1 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化

現行制度における関連意匠にのみ類似する意匠の取り扱いは、現行意匠審査基準73.1.3に記載されている。

法改正後は、本意匠として選択した意匠が関連意匠であるか否かを問わず、関連意匠として意匠登録を受けることが可能となることから、現行意匠審査基準における関連意匠にのみ類似する意匠の取扱いに関する項目を削除する。

【現行】

73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

【改訂意匠審査基準】本項削除

2.2 「基礎意匠」

改正意匠法においては、関連意匠にのみ類似する関連意匠を登録可能とすることに伴い、最初に選択した本意匠と、本意匠とみなされた関連意匠を区別するために、最初に選択した本意匠を、「基礎意匠」と定めた。

これに則して、意匠審査基準上にも、「基礎意匠」等との用語の解説を新たに記載する。

【追加基準】

3.1 関連意匠に係る用語の記載

関連意匠として登録を受けるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を選択しなければならないが、この選択された意匠のことを「本意匠」という（意匠法第10条第1項）。

また、本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であつて他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という（意匠法第10条第7項）。また、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「基礎意匠に係る関連意匠」という。

この部においては、基礎意匠にのみ該当する事項については「基礎意匠」と、基礎意匠だけでなく、その他の本意匠にも該当する事項については「本意匠」と記載する。

2.3 関連意匠の出願可能期間の延長

関連意匠を出願できる期間の扱いは、現行意匠審査基準 73.1.1.3 に定められている。

令和元年の意匠法改正で、この関連意匠を出願できる期間を、基礎意匠の出願の日から 10 年を経過する日前としたことに則して、意匠審査基準上の、関連意匠の当該出願可能な期間の記載の修正を行う。

なお、現行意匠審査基準 73.1.1.3 以下においては、この判断の基準日について、意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願(73.1.1.3.1)、パリ条約による優先権主張を伴う意匠登録出願(73.1.1.3.2)及び国際意匠登録出願(73.1.1.3.3)の場合の規定が定められているが、これらの考え方は改正後も維持する。

【現行】

73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報

(秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。) の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※）の発行の日前である場合は、意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報

（秘密意匠に係る 1 回目の意匠公報が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく 1 回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。）

※ この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠）に該当することに注意を要する。

【改訂意匠審査基準】

3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10 年を経過する日前に出願さ

れた意匠登録出願であること

関連意匠は、その意匠登録出願の出願日が、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、出願日から10年経過する日前でなければならない。

なお、基礎意匠の意匠登録出願の出願日及び関連意匠の出願日のいずれについても、優先権主張の効果が認められる場合は、意匠法第10条第1項の規定の適用については優先日に基づき判断される

(参考)

73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第10条第1項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とし、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であるか否かの判断を行う。

73.1.1.3.3 國際意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

國際意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる國際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

2.4 本意匠消滅後の関連意匠登録の禁止

関連意匠の設定登録の時点で本意匠が消滅していないこと、との要件は、現行意匠審査基準上定められていない。そこで、改正意匠法第10条第1項ただし書の規定に従い、以下のように新たに記載を行う。

【追加基準】

3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと

関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意匠法第10条第1項の規定に従い関連意匠を登録することはできない。

よって、審査官は、関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅していないこと、無効にすべき旨の審決が確定していないこと、及び放棄されていることを確認する。

2.5 本意匠及びその関連意匠についての専用実施権の設定制限

本意匠の意匠権に専用実施権が設定されている場合の扱いは、現行意匠審査基準73.1.2に定められている。

令和元年の意匠法改正で、関連意匠を本意匠とみなして関連意匠の登録をする場合においても、本意匠に専用実施権が設定されている場合は意匠登録を受けることができない旨が規定された（改正意匠法第10条第2項）。当該改正に則して、現行意匠審査基準上の記載に、必要な修正を加える。

【現行】

73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第27条第1項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならない。

【改訂意匠審査基準】

3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第6項の規定により、意匠登録を受けることがで

きない。

よって、審査官は関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠に専用実施権が設定されていないことを確認する。

なお、本意匠に専用実施権が設定されている場合であっても、当該専用実施権の抹消（注）が登録された場合は、当該本意匠に対して関連意匠を登録することが可能となる。

（注）意匠法第27条第1項の規定により、この場合、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権の抹消登録は、全ての意匠について同時に設定しなければならない。

2.6 先願の規定の適用除外の拡大

現行意匠法では、本意匠に係る二以上の関連意匠には意匠法第9条第1項又は第2項（先願）の規定は適用しないことが規定されている（意匠法第10条第4項）。

令和元年の意匠法改正により、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めることに伴い、この先願の規定の適用を除外する対象が、基礎意匠に係る関連意匠の範囲に拡大された（改正意匠法第10条第7項）。

そこで、現行意匠審査基準における「本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い」の項を、当該改正に則して以下のとおり修正する。

【現行】

73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第10条第4項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合及び本意匠の意匠登録出願の日が意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）の施行の日前で改正法附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「旧意匠法」という。）第二十一条第一項の規定により存続期間が終了した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作物の価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮

して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第9条第1項及び第2項の規定には該当しないものとする。

【改訂意匠審査基準】

3.5 先願の規定の適用について

審査官は、基礎意匠及び当該基礎意匠に係る関連意匠がそれぞれ類似する場合、それらの間において意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない（意匠法第10条第1項、同第4項、同第7項）。

また、基礎意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とし、一の基礎意匠に係る関連意匠同士が類似する場合であっても、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

2.7 先願意匠の一部と同一又は類似の規定の適用除外の追加

令和元年の意匠法改正で、関連意匠として登録される場合に限り、同人の先願に対する意匠法第3条の2の規定を適用しないこととなった。

そこで、意匠審査基準上に、当該改正に則した新たな項目を、以下のとおり設ける。

【追加基準】

3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について

先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、審査官は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定は適用しない（意匠法第10条第3項）。

2.8 新規性等の規定から適用除外する意匠の時期的制限

令和元年改正意匠法第10条第2項及び同条第8項では、関連意匠登録出願における新規性及び創作非容易性要件の適用除外が規定された。

そこで、意匠審査基準上に、当該改正に則した新たな項目を、以下のとおり設ける。

【追加基準】

3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について

公知となった、関連意匠の意匠登録出願の出願人の意匠（以下、「自己の意匠」という。）のうち、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意

匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（意匠法第10条第2項、同第8項）。

2.9 新規性等の適用除外における「自己の意匠」

令和元年改正により、基礎意匠や基礎意匠の共通する関連意匠出願には、自らの公知意匠のうち、基礎意匠や基礎意匠の共通する関連意匠出願に類似する意匠は、新規性や創作性の判断の基礎となる資料から除外することとした（改正意匠法第10条第2項及び第8項）。

平成10年の意匠法改正以前の意匠審査基準では、類似意匠について、自己の公知意匠を先行する意匠とみなさない旨定めていたが、どのような公知資料まで自己の公知意匠と取り扱うかまでは定められていなかった。

当時に比べ、近年はより意匠の創作や実施が複雑化していることを踏まえると、自己の意匠とは何か、また、どこまでの公知資料を自己の意匠と取り扱うかについての、審査判断における考慮事項を、以下のとおり意匠審査基準上に記載すべきではないか。

（参考）平成10年 意匠審査基準 一部抜粋

第8章 法第10条・類似意匠

（審査基準）

10-1000

I 自己の登録意匠にのみ類似する意匠

自己の登録意匠にのみ類似する意匠とは、自己の登録意匠に類似する意匠であって、その出願日に先行する意匠（他人の先願意匠、他人の登録意匠、他人の公知意匠などをいう）に類似しないものをいう。

ただし、自己の登録意匠と同一と認められる自己の公知意匠は、先行する意匠とみなさない。

（説明）

《10-1000》

・・・（略）・・・また、自己の意匠と同一と認められる実施意匠等の自己の公知意匠は、制度の趣旨から拒絶の理由に引用されない。

・・・（略）・・・

【追加基準】

3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは

自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権を有する意匠、又

は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない。

3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等

審査官は、公知となった自己の意匠であって、以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するものに限り、意匠法第10条第2項又は同第8項の規定を適用する。

- (1) 基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張の効果が認められる場合は、当該優先権主張の基礎となる第一国の中願日。以下、3.7.2内において同じ。）以降に公知となったもの
 - (2) 基礎意匠に係る各関連意匠とそれぞれ同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
 - (3) 基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であつて、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されている意匠
- （注）外国等において公知となった意匠の場合には、上記（1）又は（2）の判断にあたり、時差も考慮して判断する。

3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について

審査官は、公知となった自己の意匠が、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠に係る関連意匠のうち、以下の（1）ないし（7）のいずれかと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

- (1) 当該関連意匠の意匠登録出願が放棄されたとき
- (2) 当該関連意匠の意匠登録出願が取り下げられたとき
- (3) 当該関連意匠の意匠登録出願が却下されたとき
- (4) 当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したとき
- (5) 当該関連意匠の意匠権が意匠法第44条第4項又は第60条の14第2項の規定により消滅したとき
- (6) 当該関連意匠の意匠権を無効にすべき旨の審決が確定したとき
- (7) 当該関連意匠の意匠権が放棄されたとき

(注1) 上記(1)ないし(4)については、各事象に至った際に、願書の「本意匠の表示」の欄に、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が本意匠として記載されており、かつ、審査、審判又は再審において基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠であるとの判断が通知されたものに限る。

(注2) 公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠と同一又は類似のものであるときも同様の取扱いとし、基礎意匠の意匠権が上記(5)ないし(7)と同様に消滅等したときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項

(1) 公知意匠については、意匠に係る物品等の製造者、販売者等が明記されていない場合や、製造者が意匠権の実施許諾を受けて製造を行っていること等も多いことから、審査官は、以下aないしdの各点等を考慮しつつ、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するか否かを判断する。

なお、意匠法第10条第2項及び同第8項の適用にあたり、公知となった意匠がいずれの者の意匠であるかの判断については、当該公知意匠の公知時を基準として判断する。

- a 公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。
- b 関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者にそのうちの一人が含まれている場合は「自己の意匠」と扱う。ただし、当該公知意匠について当該共同出願人以外の者が意匠登録を受ける権利を有している場合は「自己の意匠」と扱わない。
- c 公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は「自己の意匠」と扱う。
- d 意匠権の移転があり、移転される前の意匠権者と公知意匠の公開者が一致する場合は「自己の意匠」と扱う。

(2) 審査官が新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示した公知意匠について、出願人から、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するとの旨の反論がなされた場合

- a 出願人から、当該公知意匠について、証拠等の裏付けが無く、単に自

己の意匠であるとの内容の反論のみがなされた場合

この場合は、具体的な根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。

- b 出願人から、当該公知意匠について、具体的根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合

この場合は、審査官は、出願人からの反論を具体的根拠等に照らして検討し、当該公知意匠に対して、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定を適用すべきであるとの心証を形成した場合は、当該公知意匠を新規性又は創作非容易性の判断の根拠とする資料としない。

他方、出願人からの反論や具体的根拠の内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官はその反論を採用しない。

3.7.5 関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠やそれに係る関連意匠が部分意匠である場合は、審査官は、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用については、自己の公知意匠における、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分を、新規性や創作非容易性の判断の根拠とする資料から除外する。

3.7.6 公知となった自己の意匠に、自己が創作した他のもの（以下、「自己の他のもの」という。）又は他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識出来る場合は、審査官は、付加された自己の他のもの又は他人が創作したもの除去した、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の自己の意匠を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する。

2.10 審査の進め方

関連意匠制度が拡充したことに伴い、基礎意匠に係る関連意匠の関係が複雑化する。このような状況を踏まえ、関連意匠の審査における意匠法第9条及び第10条の適用事例について整理し、明らかにする。

なお、現行の意匠審査便覧においては、同一出願人により出願された二以上の意匠登録出願に係る意匠法第9条及び第10条の規定の適用について、多数の事例を

挙げ、それぞれの審査運用について解説を行っている。

そこで、今回の法改正後の新たな審査運用についても、現行の審査便覧の記載を修正しつつ追記することとする。

V 創作非容易性水準の明確化

1. 意匠法改正の内容

1.1 改正概要

令和元年5月の意匠法改正により、創作非容易性に関する規定である意匠法第3条第2項に、「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたとき」は、意匠登録を受けることができない旨が規定された（参考1）。

参考1 意匠法第3条第2項新旧条文対照表

改正後	改正前
意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において <u>公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。</u>	意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において <u>公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。</u>

1.2 背景

意匠法第3条第2項は、出願に係る意匠が、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者により、容易に創作することができるものである場合は、意匠登録を認めない旨を規定したものである。

当業者が容易に創作することができる意匠は、保護の価値が無く、そのような意匠に対して排他的な権利を与えることは、新たな創作の奨励につながらないばかりか、かえって産業の発達の妨げとなるので、意匠権付与の対象から排除しようとするものである。

昭和34年の意匠法制定時においては、日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠について登録を受けることができない旨を規定していたが、平成10年の一部改正においては、創作性の高い意匠を的確に保護するために、日本国内又は外国において公然

知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作できた意匠についても登録を受けることができないものとした。これは、日本産業が世界市場において製品競争力の優位性を保つために、創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すことが必要であることから、創作非容易性の要件を引き上げたものである。

現行法は、創作非容易性の判断の基礎となる資料は、出願前に国内外で「公然知られた」ものに限られているが、改正後は、「公然知られた」もののほか、「頒布された刊行物に記載された」もの、及び「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものが加わる。

本改正の背景として、近年の情報技術の発達により、より多くのデザインが刊行物やインターネット上で公開されるようになっていることが挙げられる。刊行物やインターネット上で公開された意匠についても、これに基づいて容易に意匠の創作をすることができた場合は独自の創作非容易性を有さず、意匠権による保護に値しない。

しかしながら、単に刊行物やインターネット上で公開された意匠については、一部の出願人は必ずしも「現実に知られている」、「現実に不特定又は多数の者に知られた」ということはできず、実際、近年の意匠審査においても、特許庁とかかる出願人との間で、規定の解釈に齟齬が生じる事態となっていた。

こうした状況を鑑み、創作非容易性の要件について、刊行物やインターネット上で公開された形状等についても、創作非容易性の判断の基礎となることが明示された。

1.3 改正法の施行時期について

令和2年4月1日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

上記の意匠法改正の内容に則した、意匠審査基準改訂の方向性について、本意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った結果は以下のとおり。

2.1 創作非容易性の判断の基礎とする資料

現行意匠審査基準における「創作非容易性の判断の基礎となる資料」（現行意匠審査基準23.4）（参考2）の項の内容を改訂し、「公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像」が判断の基礎となる資料である旨を明記する。

具体的には、以下の「創作非容易性の判断の基礎とする資料」記載案のように記載する。

参考2 現行意匠審査基準 23.4 一部抜粋

23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料と
することができる。

- (1) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.1）
- (2) 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.2）
- (3) 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

＜以下略＞

改訂意匠審査基準「創作非容易性の判断の基礎とする資料」

4.1 審査官は、以下の資料を、創作非容易性の判断の基礎とすることができます。

日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が刊行物等に記載される場合は、それ自体単独で表されることとはほとんどなく、物品等と一体的な状態で表されることが多い。創作非容易性の判断においては、このような場合でも、形状等又は画像が具体的に識別できる場合は、審査官は、それらの構成要素を、創作非容易性の判断の基礎とすることができます。

また、上記の資料には、形状等又は画像が、物品等と一体となった意匠も含まれる。

なお、審査官が創作非容易性の判断の基礎とする資料は、出願された意匠と同一又は類似の分野に限られない。

また、具体的にどのような資料が上記の「創作非容易性の判断の基礎とする資料」に該当するかについても意匠審査基準上に明記する。

その際、創作非容易性と新規性についての審査において留意すべき事項には重複する事項が多く、特に両者の判断の基礎とする資料については、多くの点で共通していることから、これらを統合し、「新規性・創作非容易性の審査の進め方」との節を設けて、当該節において明記することとする。

なお、判断の基礎とする資料の公知日等の認定方法については、平成27年に全面改訂がなされた特許・実用新案審査基準において詳述がなされており³、種々の資

³ 特許・実用新案審査基準第III部第2章第3節「新規性・進歩性の審査の進め方」3.1「先行技術」

料における公知日の認定方法等については、同じ産業財産権法にあって、特許・実用新案法と意匠法との間で共通する点が多いことから、両者において共通する事項については、特許・実用新案審査基準における記載と同様のものとする。具体的には、以下の各項目について、明記することとする

「創作非容易性の判断の基礎とする資料」として記載すべき項目

2.1 「頒布された刊行物に記載された」

- (1) 刊行物に記載された意匠等
- (2) 頒布された時期の取扱い
 - a 刊行物の頒布時期の推定
 - b 意匠登録出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合の取扱い

2.2 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」

- (1) ウェブページ等に掲載された意匠等
- (2) 掲載時期や掲載内容(ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりにそのウェブページ等に掲載されていたか否か)に関する出願人からの反論

さらに、特許・実用新案の新規性・進歩性に関する審査における子細な留意事項については、「特許・実用新案審査ハンドブック」に記載がなされていることから⁴、意匠登録出願の新規性・創作非容易性の審査においても共通する事項については、同様の内容を、意匠審査便覧に記載することとする。

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

3.1 創作非容易性の判断に係る考え方の明確化

現行意匠審査基準における創作非容易性の章は、主に条文の字句の解釈と創作容易と判断するものの例から構成されている。これらの記載を合わせ読むことにより、個別の案件について、創作非容易性の要件を満たしているか否かの判断を行うことが可能となっている。

他方、同章においては、規定の概要や、判断の基礎となる考え方、具体的な判断指針について、明文の記載がなされていないことから、制度に不慣れなユーザーにとっては、具体的な判断指針を参照することが難しい構成となっている。

加えて、同章は、平成10年の意匠法改正の内容に則した審査運用の指針として、平成14年当時に記載がなされたものであるが、その後、現在までの十余年の間に、多くの審決や裁判例が蓄積してきているものの、それらに照らした改訂が行

⁴ 特許・実用新案審査ハンドブック第III部第2章「新規性・進歩性」

われていない。

そこで、同章の改訂にあたっては、創作非容易性の概要や、判断の基礎となる考え方を明記するとともに、近時の裁判例等に則した具体的な判断基準についても明記することとする。

3.2 創作非容易性の判断事例の整備

現行の意匠審査基準の創作非容易性要件に係る章に記載された各判断事例は、具体的案件への審査基準の潤滑な適用に資するものとなっている。しかしながら、当該各事例は、創作非容易性の判断基準が引き上げられた平成10年法改正時にその原型について検討がなされたもので、その後長年改訂が行われていない。

そこで、近時の裁判例や審決例に照らし、これら事例について過不足が無いか点検を行うとともに、上記3.1の改訂内容に則して各事例の内容の更新を行う。その際、以下の各点に留意して新たな事例を作成する。

「創作容易な意匠の事例」の見直しにあたり、留意する事項

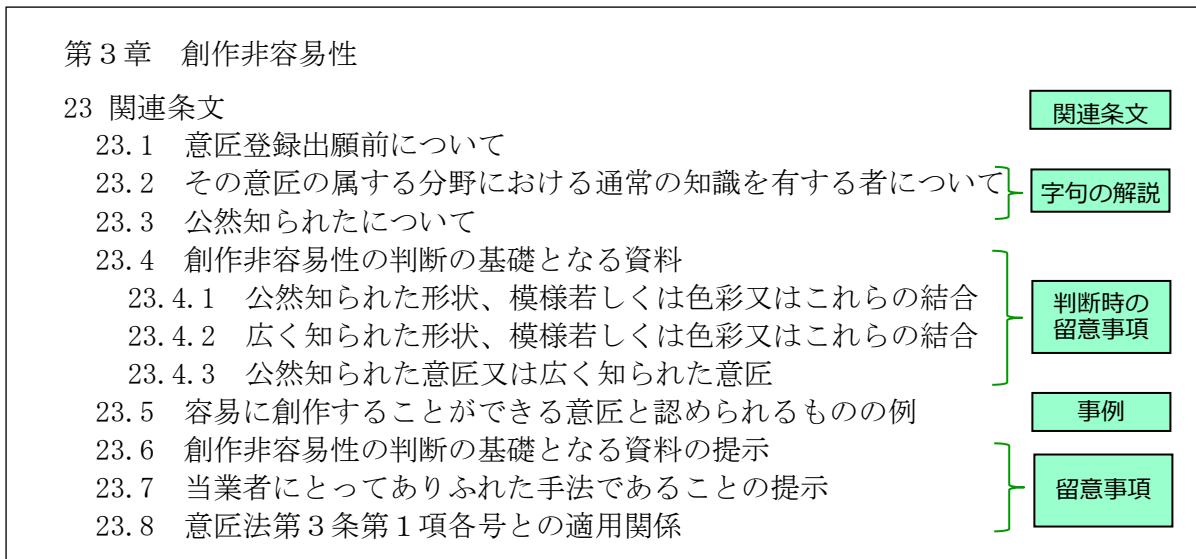
- ① 事例が難解なものとならないよう、日常生活において比較的になじみのある物品等により事例を作成する。
- ② 「ありふれた手法」のみに関する事例だけでなく、「ありふれた手法」と「よく見られる改変」とが組み合わされた事例も提示する。
- ③ 意匠審査基準上に記載する事例は、各要件の理解に必要となる代表的なもののみとし、より多くのその他の事例が必要となる場合は、意匠審査便覧上に適時追加する。

3.3 章内の構成

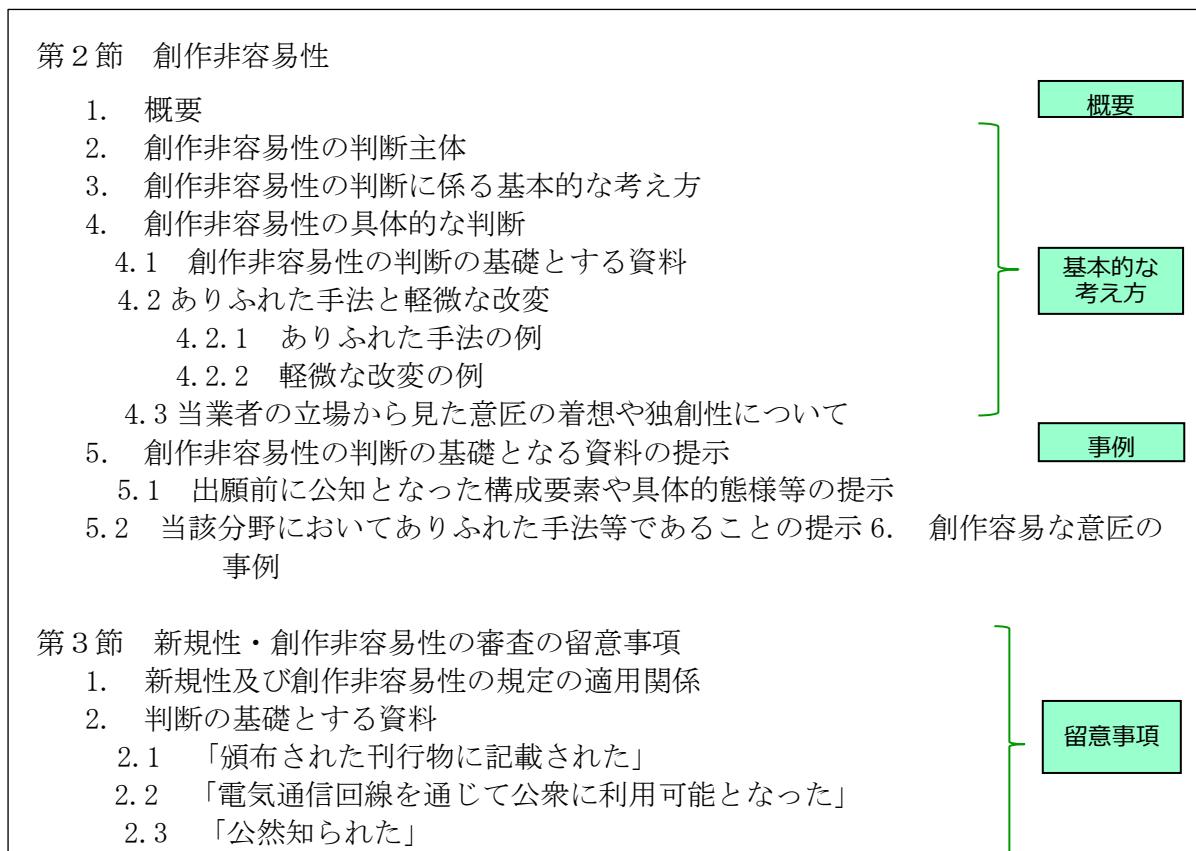
現行意匠審査基準における創作非容易性に係る章は、冒頭に関連条文等の参考事項が記載され、後段で判断や起案時の留意事項等が記載された構成となっている（参考3：現行意匠審査基準における創作非容易性の章の構成）。

当該構成は、条文の趣旨を平易に理解することは難しい構成となっている。そこで、本章の改訂にあたっては、各記載項目の構成を、以下（参考4：創作非容易性要件の章の構成改訂版）の構成とする。

参考3 現行意匠審査基準における創作非容易性の章の構成



参考4 創作非容易性要件の章の構成改訂版



※関連条文は他の章と各部ごとにまとめて記載

3.4 判断の参考となる裁判例の明確化

現行の意匠審査基準においては、創作非容易性の判断基準の根拠となる裁判例が明示されていない。

しかしながら、創作非容易性に関する審決例や裁判例については、年とともにその判断内容に変遷があり、時宜にかなった的確な判断を行うためには、裁判や審判における種々の具体的な判断事例を参照することが望ましい。よって、ユーザーや審査官が、これらの判断事例に、容易にアクセスし得る環境があることが望まれる。

他方、意匠審査基準上に多数の審・判決例等を掲載すれば、審査基準自体が大部となり、要点の把握や、意匠審査基準全体の体系の理解の妨げとなりかねない。また、裁判例等の追加や更新の度に意匠審査基準の改訂が必要となる。

そこで、今般の創作非容易性に関する意匠審査基準の整備に伴い、その判断の基礎となる裁判例等のうち、代表的なものを、意匠審査便覧上に記載することとする。

VI 物品区分の扱いの見直し

1. 意匠法改正の内容

1.1 改正概要

令和元年5月の意匠法改正により、現行意匠法第7条における、経済産業省令で定める「物品の区分により」の部分が削除され、意匠登録出願の方法については、経済産業省令に委任されることとなった。

参考 意匠法第7条新旧条文対照表

改正後	改正前
意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。	意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

1.2 背景

意匠法では、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分によりしなければならないと規定されており（意匠法第7条）、これを受けて、意匠法施行規則別表第1では、約2,400の「物品の区分」が規定されている。同表に定める物品区分表は、登録が認められる物品の粒度の目安を示すことにより、出願及び審査を円滑化し、先行意匠調査等の審査の便宜を図るために設けられている。

物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願については、意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとして、物品自体が明確であっても拒絶理由の対象となる事例があり、権利化の遅延につながっている。

近年、現行法が制定された昭和34年と比べて格段に多様な新製品が次々と市場に流通するようになっており、随時の省令改正による物品区分表の更新では機動的に対応することが困難となっている。さらに、出願人からも、製品等の多様化に伴い、意匠に係る物品を現状よりも自由に選択したいという声が上がっている。

現状、意匠に係る物品の欄の記載が物品の区分表やその備考に従っておらず適切でないことによって拒絶理由の対象とされる意匠登録出願は年間800件を超えており、当該出願の補正手続によって特許庁、出願人の双方に多大な手続負担が生じていることを考えれば、これを見直すことは喫緊の課題である。

この課題に対し、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会で検討を重ね、報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（2019年2月、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会）（以下、「報告書」と記載）において、物品自体が明確である場合には、物品区分表の区分と同程度の区分を記

載していないことを拒絶理由の対象としないようにするべきこと、及び、物品区分表については、より機動的な見直しが可能となるよう、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類するものを告示等で整備することを検討すべきことが報告された。

1.3 改正法の施行時期

公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

本意匠審査基準WGでは、一つの出願に含める意匠の内容が広範に過ぎるものとならないよう（ア）出願された意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準について検討を行った。

また、（イ）「出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類する告示等」（以下、「物品区分表に類する告示等」と記載）について、どのような点を考慮しつつ作成するかについても検討を行った。

検討結果は以下のとおり。

2.1 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性に係る判断基準

現行意匠法施行規則別表第一の物品区分表は、登録が認められる物品の目安を示すことにより出願手続の円滑化及び審査における先行意匠調査等の効率化を図るという、手續と審査の便宜のために設けられている。この物品の区分に該当しない物品について出願を行う場合は、同別表第一の備考2に、「この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。」としている。

例えば「花瓶」と記載すべきところ、「陶器」と記載した場合は、より広範な意匠の出願を認めたのと同一の結果を生じさせてしまうことから、現行制度においては、意匠法第7条に基づく拒絶の対象としている。

意匠の認定を容易なものとするためには、「意匠に係る物品」の欄の記載により、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、明確に示されていることが望ましい。しかしながら、それらの中には、意匠に係る物品の欄に「陶器」と記載しているものの、願書のその他の記載（例えば、意匠に係る物品の説明の欄における、物品の機能、用途に関する説明）や、願書に添付された図面等を総合的に判断すると、「花瓶」であることが明らかである場合等も含まれている。

したがって、「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようと

する意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定可能な場合は、意匠に係る物品等の明確性において、問題が無いものと取り扱うこととする。

なお、ユーザーが出願時に意匠の物品等の用途及び機能をどのような水準まで開示すれば、本要件を満たすこととなるかについて、意匠制度小委員会の報告書においては、「物品区分表については、より機動的な見直しが可能となるよう、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類するものを告示等で整備することを検討すべきである。」と提言されている。

そこで、現行の意匠法施行規則別表第一の区分表を廃止した後は、ユーザーの出願の際の指針となるものとして、これに代わる「意匠に係る物品等の例」を策定し、周知することとしてはどうか。また、当該「意匠に係る物品等の例」については、市場における新製品等の出現状況に合わせ、必要に応じ、適時改訂を行っていくこととする。

2.2 物品区分表に類する告示等の作成に関する考慮事項

物品区分表に類する告示等を作成するにあたっては、以下の各点を考慮する。

- (1) 現行の物品区分表を基に、出願頻度に応じた入れ替えを行う
 - ①近年登録された意匠のうち、出願頻度の高いものを追加
 - ②過去20年間登録実績の無いものは原則削除
- (2) 意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加
- (3) 各物品等の記載順序については、国際意匠分類（ロカルノ分類）のクラス順とする
- (4) 日本語及び英語の両方の言語で公表する
- (5) 製品等の出現状況に合わせ、必要に応じて改訂を行っていく

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化を考慮した見直しの方向性

意匠審査基準上の一意匠一出願の章の改訂にあたっては、今回の法改正に則して、既存の概要欄の記載を修正するとともに、判断の基礎となる考え方を新たに明記する。加えて、意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性の水準について、判断の目安となるよう、具体的な事例を記載することとする。

また、意匠法第3条本文の拒絶理由にも意匠法第7条の拒絶理由にも該当する場合の審査運用についても、併せて明記することとする。

VII 組物の意匠の保護対象等の拡充

1. 意匠法改正の内容

1.1 改正概要

令和元年5月の意匠法改正により、意匠法第2条第1項が改正され、組物の意匠についても、部分意匠の登録が可能となった。

また、意匠の保護対象に建築物及び画像が追加されることに伴い、意匠法第8条の組物の意匠として意匠登録を受けることができるものについても、従来の「物品」に加えて、「建築物」及び「画像」が追加された（参考1）。

参考1 意匠法第2条及び第8条 新旧条文対照表

改正後	改正前
(定義等) 第二条 この法律で「意匠」とは、 <u>物品</u> （ <u>物品の部分を含む。以下同じ。）</u> の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、 <u>建築物</u> （ <u>建築物の部分を含む。以下同じ。）</u> の形状等又は <u>画像</u> （ <u>機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。</u> 次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 (2項以下略)	(定義等) 第二条 この法律で「意匠」とは、 <u>物品</u> （ <u>物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）</u> の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 (2項以下略)
(組物の意匠) 第八条 同時に使用される二以上の <u>物品</u> 、 <u>建築物</u> 又は <u>画像</u> であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する <u>物品</u> 、 <u>建築物</u> 又は <u>画像</u> に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。	(組物の意匠) 第八条 同時に使用される二以上の <u>物品</u> であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する <u>物品</u> に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

1.2 背景

現行意匠法第7条においては、一つの物品について一つの意匠が成立するという「一物品一意匠」の原則を規定している。しかしながら、デザインの創作にあたっては、二以上の物品について全体的な統一感を持たせて創作が行われることも多い。そこで、現行意匠法第8条においては、「同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」旨を規定している。

現行意匠法第2条第1項は、「「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と規定しており、組物の意匠の場合には、物品の部分についての意匠登録が受けられないとされている。

しかしながら、近年、B to C分野の市場規模が急速に拡大するにつれて、商品の多様化が進み、商品の具体的な態様について、種々の態様としたものが多数創作されるようになってきている。また、企業のデザイン戦略においても、複数の製品にまたがり、共通の形状等を表すことにより、製品群一体としてブランド化を図る動きも加速している。

こうした状況に鑑み、令和元年の意匠法改正においては、組物の部分意匠の登録を可能とすることとなった。

加えて、令和元年の意匠法改正により、建築物及び画像が、意匠法上の意匠の定義に追加されることとなったが、これらの新たに意匠法の保護対象となった意匠についても、複数集まって全体として統一がある意匠を構成することがあることに変わりない。そこで、意匠法第8条が規定する組物の意匠として保護を受けられるものに、従来の「物品」に加えて、「建築物」及び「画像」が追加されることとなった。

1.3 改正法の施行時期について

令和2年4月1日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

上記の意匠法改正の内容に則した、意匠審査基準改訂の方向性について、本意匠審査基準ワーキンググループにおいて、以下の各点について検討を行った。

【改正意匠法に則した具体的運用を検討する事項】

- ① 組物の部分意匠の保護対象化（改正意匠法第2条関連）
- ② 建築物、画像に係る組物の意匠の保護対象化（改正意匠法第8条関連）

上記各点の検討結果は以下のとおり。

2.1 組物の部分意匠の保護対象化（改正意匠法第2条関連）

令和元年の意匠法改正により、組物の意匠についても部分意匠の意匠登録が可能となったことに則して、組物の意匠に係る意匠審査基準上に、部分意匠の意匠登録が可能である旨を明記する。併せて、部分意匠の場合に「組物全体として統一があること」との要件をどのように判断するかについて、具体的な判断基準を明記する。

2.2 建築物及び画像の組物の意匠としての保護対象化（改正意匠法第2条関連）

令和元年の意匠法改正により、組物の意匠として、「物品」に加え、「建築物」や「画像」も保護対象となった。そこで、「建築物」や「画像」についても、組物の意匠として意匠登録を行うことができる旨を、審査基準上に明記する。

なお、「建築物」や「画像」については、いずれも固有の創作分野であり、また、「建築物」や「画像」の用途には様々なものが存在することから、それらの一部についてのみ組物の意匠としての登録を認め、その他のものについては認めないこととするのは適切ではない。よって、それぞれ、「一組の建築物」、「一組の画像セット」として、意匠登録を行うことを可能とし、各構成物品等にどのようなものを含めるかについては、出願人の任意とする運用とする（ただし、組物の意匠としての登録要件を満たす場合に限る）。

また、物品、画像、建築物を組み合わせて一つの創作を行う実態があることを踏まえ、それらの組合せについても組物の意匠として登録を行うことを可能とする。

3. ユーザーのニーズに対応した組物の意匠に係る審査運用の見直し

今般の組物の意匠に係る意匠法改正に則した意匠審査基準の改訂の機会に、従来ユーザーから改善を求める意見のある以下の各運用についても、合わせて見直しを行う。

ユーザーから改善を求める意見のある事項

- ① 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し
- ② 組物の意匠の組物全体としての統一性要件に係る判断指針の改善
- ③ 流通時を考慮して一体的にデザインされたものの取扱いの見直し

3.1 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

現行運用において登録の対象とされている組物の意匠については、平成10年にその対象が検討されたものであり、近年複数の物品等に共通のデザインを施しブランドの構築を図る企業が増えていることや、その後新たに出現した製品等に照らし、不足が無いか点検を行った。

また、対象となる物品が限定的であるものと、広く種々の物品を含み得るものとが含まれていることから、組物の意匠として登録可能な意匠の対象について、ユーザーにとって、より分かりやすいものとなるよう、見直しを行った。

その結果、以下のものを登録の対象として明示すべきであるとの結論に至った。

登録の対象とすべき組物の意匠の例

	組物の意匠	構成物品等の例
1	一組の食品セット	・チョコレート（二以上）
2	一組の嗜好品セット	・たばこ、ライター、灰皿
3	一組の衣服セット	・ジャケット、ベスト、スラックス
4	一組の身の回り品セット	・指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング ・カフスボタン、ネクタイ止め
5	一組の美容用具セット	・化粧用ブラシ、（二以上）
6	一組の家庭用繊維製品セット	・まくら、掛け布団、敷き布団 ・クッション（二以上）
7	一組の室内装飾品セット	・置物（二以上）
8	一組の清掃用具セット	・ほうき、ちり取り
9	一組の洗濯用具セット	・電気洗濯機、衣服乾燥機
10	一組の家庭用保健衛生用品セット	・歯ブラシ立て、コップ ・電気歯ブラシ、電気歯ブラシホルダー
11	一組の飲食用容器セット	・コップ（二以上） ・皿、ティーポット、ティーカップ
12	一組の調理器具セット	・鍋、フライパン
13	一組の飲食用具セット	・スプーン、フォーク、ナイフ
14	一組の慶弔用品セット	・葬祭用花瓶、香炉
15	一組の照明機器セット	・天井灯、壁灯
16	一組の空調機器セット	・エアーコンディショナー、扇風機

		・エアーコンディショナー、エアーコンディショナ用室外機
17	一組の厨房設備用品セット	・こんろ台、調理台、流し台、収納棚
18	一組の衛生設備用品セット	・洗面化粧台、化粧鏡、収納棚
19	一組の室内整理用品セット	・ハンガー、スカートハンガー
20	一組の家具セット	・テーブル、いす、子ども用いす ・本棚（二以上）
21	一組のペット用品セット	・ペット用服、ペット用首輪
22	一組の遊戯娯楽用品セット	・碁盤、将棋盤
23	一組の運動競技用品セット	・ゴルフクラブ（二以上） ・野球用グローブ、野球用ミット
24	一組の楽器セット	・ドラム、シンバル ・楽譜スタンド、椅子
25	一組の教習具セット	・地球儀（二以上）
26	一組の事務用品セット	・シャープペンシル、ボールペン、万年筆、
27	一組の販売用品セット	・包装用容器（二以上）
28	一組の運搬機器セット	・エレベーター、住宅用エレベーター
29	一組の輸送機器セット	・乗用自動車、自動二輪車 ・インテリアパネル、フロントランプ ・自動車用フロアマット（二以上）
30	一組の電気・電子部品セット	・電球（二以上） ・コネクタ（二以上）
31	一組の電子情報処理機器セット	・スマートフォン、スマートフォン用充電器 ・ワイヤレスイヤホン、キーボード、マウス
32	一組の測定機器セット	・温度計、湿度計
33	一組の光学機器セット	・カメラ、カメラ用ケース
34	一組の事務用機器セット	・ファクシミリ、複写機、プリンター
35	一組の販売用機器セット	・飲料自動販売機、たばこ自動販売機
36	一組の保安機器セット	・消火器、消火器スタンド
37	一組の医療用機器セット	・手術用メス（二以上）
38	一組の利器、工具セット	・ドライバー（二以上） ・理髪はさみ、理髪用梳きはさみ
39	一組の産業用機械器具セット	・工業用ロボット（二以上）
40	一組の土木建築用品セット	・コンクリート型枠、外装材パネル ・タイルカーペット、壁紙
41	一組の基礎製品セット	・板材（二以上） ・バルブ、電磁弁
42	一組の建築物	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
43	一組の画像セット	・銀行振り込み用画像、現金預け払い機操作用画像

■質問 新たに登録の対象に追加すべき組物

【全般的なご意見】

- ・組み物の範囲は、権利範囲の明確さ、第三者の予見可能性、審査のしやすさの観点から明確にしたほうが良い。しかし、世の中は常に変化しているので、過去の組み物にこだわらず、世の中に出現する物品に応じて頻繁に付加し、減じていけばよい。
- ・リスト以外の物も認めて欲しい。リストは、単なる例示とするべき。

【物品関連】

- ・楽器+スタンド、楽器+椅子、ワイヤレスイヤホン+充電器
- ・商品とパッケージのコントラスト・ライン等合わせるデザイン
- ・パッケージの使用法について
- ・一組の椅子と机のセット
- ・机と本棚の組み物
- ・一組の電気用品セット（アタッチメントの付け替えで各種動作をするもの）
- ・一組のオーディオキャビネット
- ・キーボード、マウスセット
- ・一組の自動車用インテリアパネル
- ・一組の自動車用リアコンビネーションランプ
- ・電磁弁、電動弁等の電磁アクチュエータ部とそれを駆動する為のコイル部
- ・製品本体とその製品のリモコンのセット
- ・同一現場、同一目的で使用される製品（例：輸液ポンプとシリングポンプ）
- ・一組の計測機器セット
- ・コネクタ
- ・外装材パネル
- ・外装材パネル及びサインセット
- ・タイルカーペットや床タイル、壁紙のような内装材の組み合わせ
- ・本体とカバー等のセット商品

【建築物関連】

- ・建築物と外構
- ・建築物+建築付随物
- ・建物と植栽の組み合わせ。遊具と植栽の組合せからなる「公園」
- ・建築物と一体性のない付随物、例えば公園の遊具を含めたセット
- ・複数の建物で一つの空間を演出する場合
- ・複数の建築物、建築物と橋あるいは通路
- ・ツインタワー
- ・建築物とランドスケープ

【画像関連】

- ・スマートフォンと車載ディスプレイの連携したGUIを組物意匠として欲しい。
- ・画面上で関連するプログラムのGUI（複数）が並んだ状態（特定の配列により意味をなすようなもの）関連する物に関するGUI（例えば、カロリー計算アプリにおいて、飲み物、肉類、野菜類毎にGUIを有する）
- ・画像意匠（統一感のある、複数のアイコン）
- ・同一の創作コンセプトから生まれたアイコン
- ・同一の機器を操作する操作デバイスが複数ある場合（例：機器に備えられた表示部と

⁵ 令和元年度産業財産権制度問題調査研究（一般社団法人日本国際知的財産保護協会 AIPPI）
以下全て同じ。

モバイル端末) のそれぞれの GUI"

- ・異なる電子機器(例えばPCと電子黒板)で連携した際に、それぞれ表示される画面
- ・作業機の操作パネルの表示内容

【物品、画像、建築物の組合せ】

- ・GUIおよびGUIを表示する機器
- ・表示デバイス+表示内容
- ・空間との調和をコンセプトとするGUIデザインについては、一組の家具における配置も重要なファクターになることも想定される。
- ・建築物本体(床、壁、天井他)とそれ以外(家具、什器、カーテン、敷物他)
- ・建築物と画像、

■質問 一意匠一出願の要件のために、出願をあきらめたり、困った事例

【全般的な御意見】

- ・1つの物品の離れた部分を権利化したいが、その部分が一つの用途や機能を果たすとはいえない場合、わざわざ2件出願するか、1つに繋げなければならず、悩ましい。もう少し緩和してもよいと考える。
- ・一の物品の物理的にはなれた部位をクレームしている外国出願を基礎とする出願を行う場合。
- ・一つの用途や機能を果たすためのものでなくとも、販売時に複数組み合わせて展示されるものなどは、一つの意匠として判断すべき。
- ・それぞれに機能がありつつも、協働して一つの機能を果たすものについて、一つの物品として認められるのかはっきりと示してほしい
- ・「複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすもの」と認められるか不安な場合がある。例えば充電器に置くタイプの充電器付き掃除機。
- ・同一のデザインコンセプトで作り上げた複数製品が所定の組物に該当しなかった
- ・海外から優先権を主張した多意匠に基づく出願

【具体的な物品等】

- ・容器とそれを収納するケースでケースの外観に容器の一部が表われる場合
- ・容器にフィルム包装をする場合
- ・箱と商品のコントラストや全体でデザインを表現するケース
- ・食器とトレーのセット。コップはなかったため「一組の食卓用皿及びコップセット」は名称としておかしい。
- ・簡易な休けい施設の場合、ベンチ、机、ゴミ箱をそれぞれ出願しなければならない
- ・1つの装置で使用する複数のGUIをまとめて意匠出願したい。
- ・同じ模様を施した家電。
- ・オプションパーツ
- ・包装用容器の中に包装用袋が入っているもの
- ・デンタルフロス容器の中にフロス糸が入っているもの。
- ・カメラとカメラケースなど、一体的にデザインされたもの
- ・内容物と一体化した包装容器は、包装容器での区分での意匠が取り難い傾向あり。
- ・布団やまくら、カバーがセットになった寝具5点セットのような商品。
- ・製品本体とその製品のリモコン
- ・一の用途、機能を果たすとは言い難いものの、二つ以上のパーツから構成されることに特徴が表れる製品について各パーツごとの出願検討をせざるを得なかつた。
- ・画面意匠と、それを操作する操作部(実態のあるスイッチ)との組み合わせ
- ・組み合わせによって機能を発するような机といすのセット。机とついたて。
- ・空間の仕切り板において、仕切り本体と吊るためのフック。
- ・関数電卓本体とケース(フタ)。多意匠と判断され2出願をすることになった。

3.2 組物の意匠の組物全体としての統一性要件に係る判断指針の改善

現行意匠審査基準においては、組物の意匠の統一性要件については、以下のように記載されている。

しかしながら、ユーザーからは、当該要件が厳しすぎるとして、本判断基準の緩和を求める声がある。

そこで、ユーザーにとって、より創作の実態に則した利便性の高い運用となるよう、以下の現行意匠審査基準において、下線部を表した記載については削除することとし、色彩それ自体の様式のみで組物全体としての統一が実現されている場合にも、本要件を満たしていると判断することとする。

(参考) 「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」 中間報告一部抜粋

【いただいた御意見】

- ・「全体として統一」の要件について審査基準は求める基準が高くもう少し柔軟でよい
- ・現行では、求められる「統一」感のレベルが高いため、利用しにくい。例えば、色、材質、R（丸み）等の使い方でも統一であると認める等、要件を緩和することを検討してほしい。

(参考) 現行意匠審査基準（一部抜粋）

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合 (中略)
- (2) 模様による統一があると認められる場合 (中略)
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合 (中略)
- (2) 模様による統一があると認められる場合 (中略)
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

3.3 流通時を考慮して一体的にデザインされたものの取扱いの見直し（7条関連）

企業のデザイン戦略において、製品そのものの形状等のみならず、流通時における自社の他の物品や包装用容器と組合せたものについても、ブランド化を考慮して一体的にデザインされることが多くなってきている。

しかしながら、一つの特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない二以上の物品については、一つの物品と判断することができないことから、一つの意匠として出願することができない（参考：現行意匠審査基準 51.1.2.2.1）。

他方、流通時における自社の他の物品や包装用容器との組合せたものについても、一体的にデザインしたものについては、一の意匠として意匠登録を求める声がある。

そこで、意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断（意匠法第7条）においては、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、一つの物品であると判断することとする。

（参考）現行意匠審査基準（第5部「一意匠一出願」より一部抜粋）

51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品が複数の構成物により表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

（1）図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。

一方、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断する。

ただし、当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

- ① 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持つて一体的に創作がなされている等、一の形態としてのまとまりがある場合
 - ② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合
- ((2) 以下略)

（参考）「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」中間報告一部抜粋

■質問 一意匠一出願の要件のために、出願をあきらめたり困った事例はあるか。

【いただいた御意見】

- ・一つの用途や機能を果たすためのものでなくとも、販売時に複数組み合わせて展示されるものなどは、一つの意匠として判断すべき。
- ・箱と商品のコントラストや全体でデザインを表現するケース

- ・内容物と一体化した包装容器は、包装容器での区分での意匠が取り難い傾向あり
- ・容器にフィルム包装をする場合
- ・容器とそれを収納するケースでケースの外観に容器の一部が表われる場合
- ・包装用容器の中に包装用袋が入っているもの

(参考) パブリックコメント⁶一部抜粋

【いただいた御意見】

- ・改訂案 51.1.2.2.1 の(1) ②によれば、次に挙げる【例 1】や【例 2】、【例 3】は、一の物品と判断されるものと解される。そして、これらの事例については、改訂案 51.1.2.2.1 「(2) 一の物品と判断されるものの例」として掲載されることを提案する。

- (1) ジュースセット（中略）
- (2) おむつセット（中略）
- (3) タオルセット（中略）

なお、以下のように図面に表された複数の構成要素において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが強固ではなく、流通時はもちろんのこと使用の直前に至るまでの一体性を備えたと考えられる登録例も存在していることから、殊更流通時と使用時とを分けることなく、流通時又は使用時のいずれかにおいて一体性を有する上で示した例について登録を認めてよいと考えられる。

（以下登録例略）

改訂意匠審査基準 「意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断」記載案

図面等において、意匠に係る物品等が複数の構成物により表されている場合、審査官は出願された意匠が二以上の物品等に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

（1）二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方

- ① 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、審査官は一の物品であると判断する。
- ② 当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、審査官は、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。
 - (ア) 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形状等としてのまとまりがある場合
 - (イ) 社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合
- ③ 複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、審査官は二以上の物品と判断する。

ただし、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、審査官は、一の物品であると判断する。

⁶ 令和元年 1 月 10 日及び同 5 月 1 日にそれぞれ運用を開始した改訂意匠審査基準案について実施したもの（パブリックコメント実施期間：平成 30 年 11 月 6 日～平成 30 年 12 月 5 日）

VIII 救済規定の整備

1. 意匠法改正の内容

1.1 改正概要

令和元年の意匠法改正により、意匠登録出願の出願人の救済規定が整備された。意匠法第15条の改正により、新たに特許法第43条第6項（優先権書類に関する注意喚起のための通知）及び第7項（通知を受けた者の書類等提出）並びに第43条の2（パリ条約の例による優先権主張）を準用することとした。

また、意匠法第68条第1項の改正により、新たに特許法第5条第3項を準用し、特許庁長官等の指定する期間（指定期間）内に手続をすることができなかった場合、当該指定期間の経過後であっても、出願人からの請求により、その指定期間を延長することを認めた。（参考1）。

参考1 新旧条文対照表

改正後	改正前
(特許法の準用) <p>第十五条 特許法第三十八条（共同出願）及び<u>第四十三条から第四十三条の三まで</u>（パリ条約による優先権主張の手続及びパリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。 (2項以下略)</p>	(特許法の準用) <p>第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、<u>第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項</u>（パリ条約による優先権主張の手続）<u>並びに第四十三条の三</u>（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。 (2項以下略)</p>

<p>(特許法の準用)</p> <p>第六十八条 特許法第三条から第五条まで <u>(期間及び期日) の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。</u>この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。(2項以下略)</p>	<p>(特許法の準用)</p> <p>第六十八条 特許法第三条、第四条並びに第五条第一項及び第二項（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。(2項以下略)</p>
---	--

※現行特許法条文一部抜粋

(期間の延長等)

- 第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。
- 2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。
- 3 第一項の規定による期間の延長（経済産業省令で定める期間に係るものに限る。）は、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条

(1項から5項略)

- 6 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に同項に規定する書類又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することができる。
- (8項以下略)

(パリ条約の例による優先権主張)

第四十三条の二 パリ条約第四条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C（1）に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、その特許出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

1.2 背景

特許法、実用新案法及び商標法においては、特許庁に対して行う手続のうち、一部のものについては、特許庁長官、審判長又は審査官が指定した期間（以下「指定期間」という。）を経過した場合であっても延長を請求することができるが（特許法第5条第3項（実用新案法第2条の5第1項及び商標法第77条第1項で準用））、意匠法では、指定期間を経過した場合に延長を請求することができない。

また、優先権主張を伴う出願についても、優先期間徒過後の優先権主張が特許法及び実用新案法で可能であり、優先権書類の提出期間徒過後の同書類の提出が特許法、実用新案法及び商標法で可能であるのに対し、意匠法ではこのような主張をすることができない。

意匠法については、意匠法条約（Design Law Treaty。以下「DLT」という。）が採択されれば、当該条約を担保するための意匠法改正時に、当該条約の素案に規定される救済規定をはじめ、その他の救済規定についても整備することを検討していた。しかしながら、同条約は未だ採択に至っていない。

他方、これらの救済規定は出願人の利便性向上の観点から、早急に整備すべき事項である。そこで、令和元年の意匠法改正において、意匠法においても、上記のとおり救済措置を充実させることとした。

1.3 改正法の施行時期

公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日

2. 意匠審査基準の改訂の方向性

上記の意匠法改正の内容に則した、意匠審査基準改訂の方向性について、本意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った結果は以下のとおり。

2.1 意匠審査基準上の「パリ条約による優先権」の章へ救済規定の内容を明記

改正法の施行日に合わせて、意匠審査基準上の「パリ条約による優先権」の章へ救済規定の内容を明記する。

改訂意匠審査基準 第VII部 パリ条約による優先権

「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」記載案

パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から6か月である。実用新案登録出願、特許出願を優先権の基礎とする意匠登録出願の場合も同様に6か月である（パリ条約第4条C(1)、同第4条E(1)）。

※公布後2年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

ただし、優先期間内（第一国への最初の出願日から6か月以内）に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることできなかった場合であって、その意匠登録出願をすることできなかったことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、意匠登録出願に優先権を主張することができる。

改訂意匠審査基準 第VII部 パリ条約による優先権
2.4 「パリ条約による優先権の主張の手続」記載案

パリ条約による優先権の主張を行う際は、意匠登録出願と同時に、第一国への最初の出願に基づいて優先権の申し立てを行わなければならない。また、出願の日から3か月以内に、優先権証明書を提出しなければならない（意匠法第15条第1項において読み替えて準用する特許法第43条第1項ないし第3項）（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願については、第IX部第14章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」3.「パリ条約による優先権等を主張するための手続」を参照）。

なお、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の電子的交換が利用可能な国・地域の意匠登録出願に基づき優先権主張を行う場合は、優先権証明書の提出に代えて、願書にアクセスコード等を記載するか、手続補正書によってアクセスコード等を補充してもよい。（注1）

※公布後2年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

優先権証明書の提出が定められた期間内にされない場合、特許庁から優先権証明書の提出がない旨の通知が送付される。出願人は、当該通知の受領から●か月間、優先権証明書を提出することができる。また、この期間、出願人の責めに帰すことのできない理由により優先権証明書を提出することができない場合は、その理由に合わせ、以下の期間、優先権証明書を提出することができる。

- (1) 優先権証明書を発行すべき政府による優先権証明書の発行に関する事務の遅延が原因の場合は優先権証明書の入手から●か月（在外者の場合は●か月）
- (2) 上記（1）以外の理由の場合は、①優先権証明書を提出することができなかった理由がなくなった日から●日（在外者の場合は●か月）又は②優先権証明書の提出がない旨の通知の受領の日の●か月後から●か月（●か月）の、いずれか早い方が経過するまで（注2）

（注1）不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）による、優先権書類の電子的交換制度の導入（令和2年1月1日施行）についても併せて記載。

（注2）具体的な期間については、今後の省令の改正内容等に合わせて記載

IX その他

上記の各項目に加え、令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化等のためのその他の検討事項として、以下の各点について検討を行った。

1. 画像意匠の保護対象化に伴う、優先権主張の効果の認否における意匠の同一性判断の事例を明記

令和元年の意匠法改正により、新たに画像意匠が保護対象となったことに則して、意匠審査基準上に、画像意匠の意匠登録出願である場合の、優先権主張の効果の認否における意匠の同一性の判断事例を、新たに記載する方向で検討を行った。

その結果、以下の事例を明記すべきであるとの結論に至った。

意匠審査基準 4.2 「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」の項の記載案

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が、画像を含む意匠であり、意匠に係る物品の名称等を「スクリーンパネル」として出願されており、我が国の意匠登録出願の意匠が画像意匠として出願されたものである場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「スクリーンパネル」で、図面には画像を表示させるための具体的な物品等は表されておらず、時刻表示用画像のみが表されている。

日本出願： 意匠に係る物品の欄に「時刻表示用画像」と記載されており、図面に表された画像は第一国出願のものと同一である。

(説明) 画像を含む意匠については、各国で保護の手法が異なる。第一国出願の意匠が「スクリーンパネル」に係るものであり、我が国の意匠登録出願の意匠が「画像意匠」である場合であっても、「スクリーンパネル」そのものには画像が実現しようとする用途及び機能以外にその他の具体的な用途及び機能が想定されないことから、図面において両意匠全体の形状等として表されたものが同一である場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

2. 「工業上利用することができる意匠であること」との要件の記載の見直し

令和元年の意匠法改正により、新たに建築物、及び画像意匠が保護対象となったことから、意匠審査基準上、「工業上利用することができる意匠であること」との要件が記載されている箇所について、当該改正に則した記載とするべく、記載内容についての検討を行った。

その結果、以下の記載とすべきであるとの結論に至った。

意匠審査基準第1章4. 「工業上利用することができるものであること」との要件の項の改訂案

意匠法で保護される意匠は、同一のものを複数製造したり、建築したり、作成することができるものに限られる。

なお、例えば、農具は農業に使用するものであるが、農具そのものは工業的技術を利用して複数製造し得るものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

審査官は、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、当該部分が工業上利用することができるものであるか否かを判断するのではなく、出願された意匠の意匠に係る物品等全体が、本要件を満たすものであるか否かを判断する。

(1) 工業上利用することができることについて

物品の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数製造し得ることをいう。

建築物の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数建築（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

画像の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数作成（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

なお、いずれの意匠の場合も、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

（参考）改正意匠法第2条第2項（定義等）一部抜粋

第二条 2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
- 三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（中略）について行う次のいずれかに該当する行為
- イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」とい

う。) の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

3. 「物品等自体の形状等であること」との要件の一部見直し

企業のデザイン戦略において、販売時における形状等に工夫を凝らしたデザインがなされることが多いくなってきている。しかしながら、現状では意匠登録の対象としているのは、使用時の形状等のみであり、こうした販売時の形状等についても意匠登録を求める声がある。

本ワーキンググループにおいて、販売時の態様を考慮し、社会通念上一体的に販売がなされうるものであり、かつ、形状等の関連性を持って一体的に創作されているものは、一の物品と判断するべきと結論することに合わせて、この点についても検討を行った。

その結果、一の構成物からなる意匠である場合にも、使用時ののみならず、販売時の形状等も意匠登録の対象として取り扱うべきであり、以下のように意匠審査基準に明記すべきであるとの結論に至った。

意匠審査基準「物品等自体の形状等であること」との要件の項の改訂案

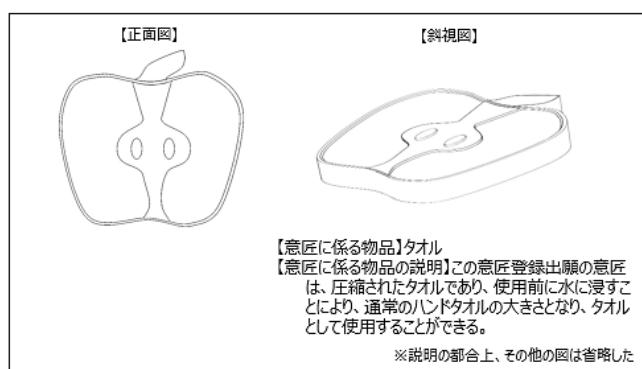
意匠は、物品等の形状等であることから、審査官は、物品等自体の形状等と認められないものは、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

(1) 物品等自体の形状等について

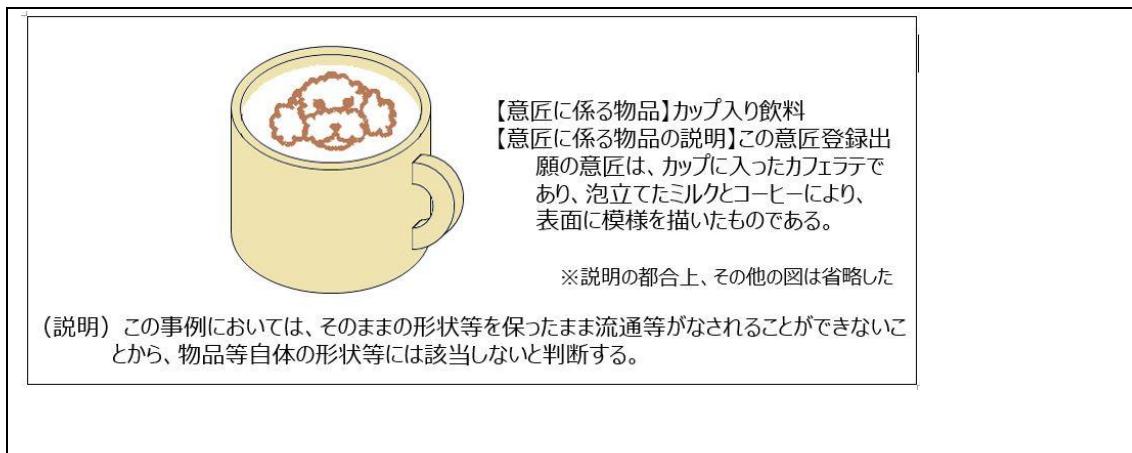
物品等自体の形状等とは、物品等そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいう。

審査官は、販売を目的とした形状等についても、当該形状等を維持することが可能なものについては、物品等自体の形状等として取り扱う。他方、当該形状等を維持することができないものについては、物品等自体の形状等に該当しないと判断する。

(2) 物品等自体の形状等と判断するものの例



(3) 物品等自体の形状等と判断しないものの例



4. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、「意匠を構成するものであること」との要件の一部見直し

現行意匠審査基準においては、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、「意匠を構成するものであること」との要件の一つに、「他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること」との要件が記載されている。

本要件について、本ワーキンググループにおいて検討を行った結果、一定の面積を有するものであれば、全体に対する範囲が僅かであっても、他の意匠と対比した上で、当該部分に新規性や創作非容易性が無い場合には、これらの要件を満たしているか否かを判断すれば足りることから、本記載については「一定の範囲を占める部分であること」との要件に統合する形で削除すべきであるとの結論に至った。

現行意匠審査基準 該当箇所一部抜粋（※本記載については他の項目に統合し削除する方向）

71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていなければならない。（中略）

（2）「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

【事例】包装用容器

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。



5. 意匠の開示要件の明確化のための判断事例の追加

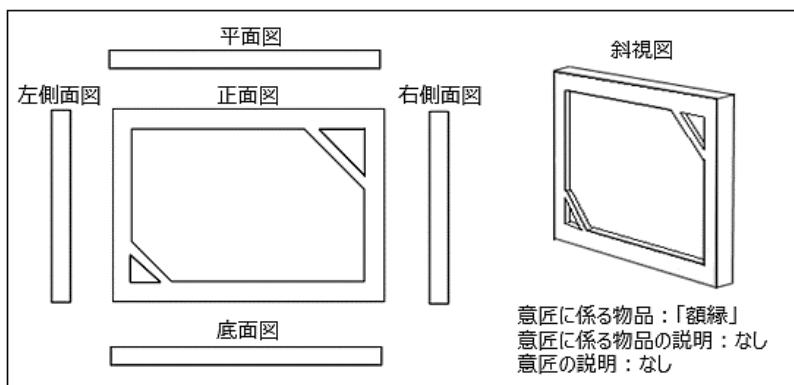
図面の記載要件の緩和のために本年4月に改訂を行った改訂意匠審査基準（令和5月以降の出願に適用中）について、ユーザーから、判断基準の明確性を高めるため、より多くの事例を記載するよう、要望が寄せられている。

そこで、本ワーキンググループにおいて検討を行った結果、以下のとおり、各項目に新たな事例を追加すべきであるとの結論に至った。

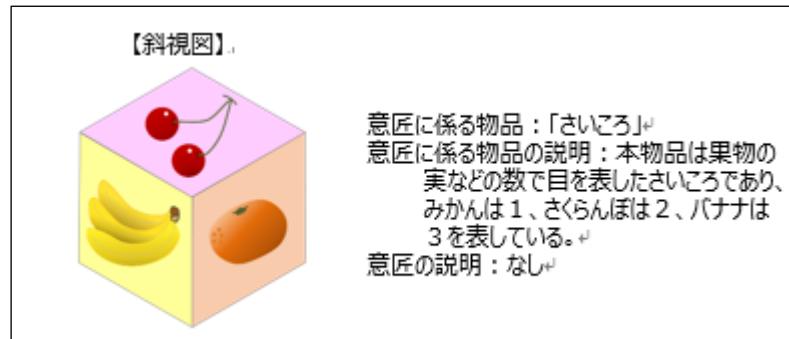
現行意匠審査基準 該当箇所一部抜粋

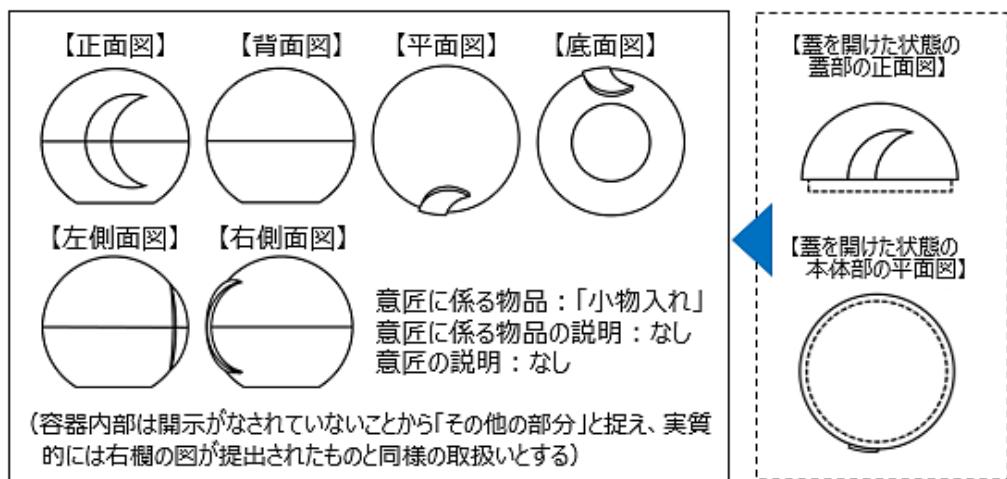
3.3.4 物品等の一部のみが表されているもの、当該部分の明確性に問題が無い場合

審査官は、願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品等の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であっても、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形状等、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合は、意匠が具体的であると判断する。



※以下に新たな事例を2つ追加する





現行意匠審査基準 該当箇所一部抜粋

3.3.5 「他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

審査官は、「他の部分」が一部しか示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であると判断する。

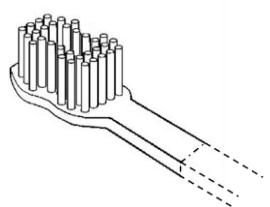
【斜視図】



意匠に係る物品：「ゴルフクラブ」
 意匠に係る物品の説明：なし
 意匠の説明：なし
 ※説明の都合上、他の図は省略した。

※以下に新たな事例を 1つ追加する

【斜視図】



意匠に係る物品：「歯ブラシ」
 意匠に係る物品の説明：
 本物品は大人用の歯ブラシである。
 意匠の説明：
 一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分と他の部分との境界のみを示す線である。
 ※説明の都合上、他の図は省略した。

X 改訂意匠審査基準案の取り扱い

本ワーキンググループでは、令和元年の意匠法改正に対応するとともに、記載内容の明確化と簡潔化を図った意匠審査の運用指針として、改訂意匠審査基準案を作成した。(添付別紙)

当該改訂意匠審査基準案は、特許庁ホームページ上で公表を行った上で、適用することが適当である。

以上

改訂意匠審査基準案

※改訂意匠審査基準案は資料2と同様の内容であるため添付を省略